

放送政策の総点検 参考資料

令和元年12月13日

目次

1. NHK関係 P3～
2. 放送サービスの高度化・多様化への対応関係 P17～
3. 放送コンテンツのグローバル展開・有効活用関係 P28～
4. その他関係 P34～
5. 参考（規制改革実施計画） P63～

1. NHK関係

趣旨

近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びNHKに対する信頼確保の必要性に鑑み、NHKについてインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行う。

背景

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ(平成30年9月28日公表)等を踏まえ、NHKのインターネット活用業務の対象を拡大するほか、NHKに対する国民・視聴者の信頼確保を図るとともに、衛星基幹放送について市場の活性化や競争力を強化するため、所要の制度整備を行うもの

改正の概要(成立:令和元年5月29日、公布:同年6月5日)

1. NHK関係

(1) インターネット活用業務の対象の拡大

NHKが国内テレビ基幹放送の全ての番組の常時同時配信を実施することを可能とし、併せてNHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に同業務が実施されることを確保するため必要な措置を講ずる。

(2) NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

NHKグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のためのNHKグループに関する情報提供に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表、パブコメ手続等に関する制度の整備を行う。

2. 衛星基幹放送関係

衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定(認定の更新を含む。)要件に、総務省令で定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加する。

放送法改正のポイント①(NHKのインターネット活用業務の対象の拡大)

4

業務

○ 必須業務（放送法第20条第1項）

国内放送、国際放送、放送に関する研究開発 等

○ 任意業務（放送法第20条第2項）

第2号 放送番組等のインターネットによる一般への配信

常時同時配信の実施は不可

常時同時配信の実施を可能に

二 協会が放送した又は放送する放送番組…を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（…協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

地方向けの番組の提供や他の放送事業者との協力の必要性

実施に当たっての努力義務を規定

第3号 放送番組等のインターネット配信事業者への提供

事後チェック制度

○ 実施基準が認可要件に適合していないと認める場合の変更勧告

実施基準に従って業務を行っていない場合の規律がない

実施基準の公表、実施基準を遵守する義務、同義務違反に対する遵守勧告の規定を追加

実施基準（総務大臣認可）

○ インターネット活用業務の内容を規定

- ・業務の種類・内容・実施方法
- ・実施に要する費用に関する事項
- ・料金その他の提供条件に関する事項 等

認可要件が常時同時配信の実施を前提としていない

認可要件の見直し

常時同時配信等を行う際に、料金その他の提供条件に関する事項が受信料制度の趣旨に照らして適切かを審査

実施計画（毎年度策定）

○ 当該事業年度で実施するインターネット活用業務の具体的な内容・費用等を規定

法律上の規律がない

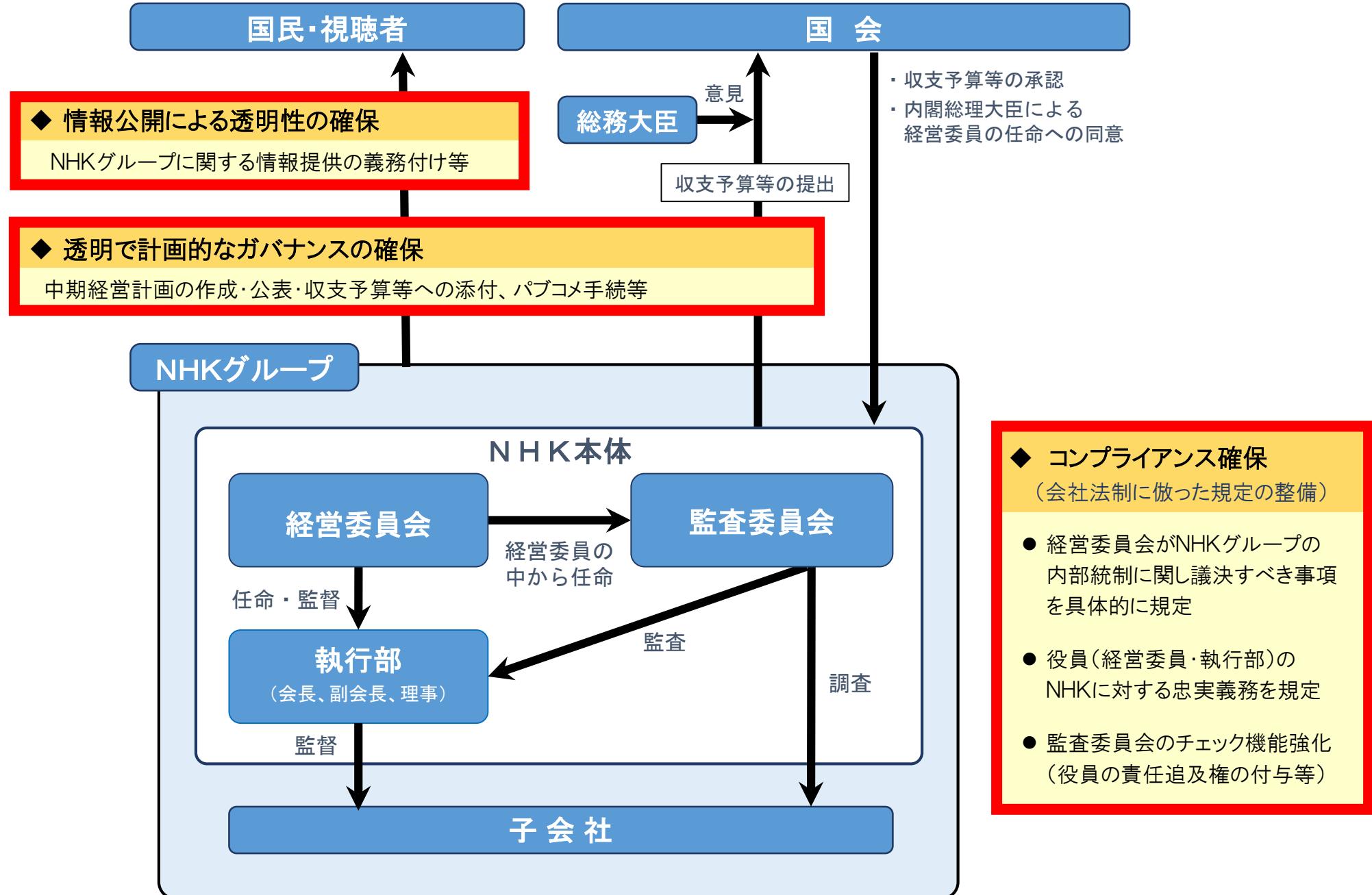
届出・公表義務を規定

会計の透明性

・厳格な区分経理
・適切な情報開示
により透明性を確保する
※省令改正等により対応

放送法改正のポイント②(NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実)

5



1 インターネット活用業務の費用の会計上の透明性の確保

ア 受信料を財源とするインターネット活用業務の費用の上限に関する算定根拠の明確化

- 受信料を財源とするインターネット活用業務の費用上限について、インターネット活用業務の実施基準の認可申請の際に算定根拠を明示することを規定

イ 区分経理の実施

- インターネット活用業務の費用について、既存の放送等の業務と切り離して会計を整理することを規定

2 子会社等の事業運営の在り方

事業運営の「適正性」「透明性」「効率性」の確保

- NHKの事業運営の「適正性」「透明性」「効率性」を確保するため、NHKグループの内部統制や子会社等の情報公開に関する改正放送法の解釈等を示すガイドラインを整備。

ア 内部統制システム(内部統制の運用状況の報告・モニタリングに関する放送法の解釈等を提示)

イ 情報公開(公開の対象等について放送法の解釈等を提示(NHKとの取引概要、役員の報酬・退職金基準))

ウ 子会社等への業務委託(インターネット活用業務を含む任意業務についても、業務委託基準を整備)

エ 子会社の利益剰余金の還元(NHKの考え方を明らかにすることが適当である旨等を規定)

3 インターネット活用業務の対象の拡大

実施基準の記載事項の見直し等

- インターネット活用業務の実施基準の記載事項(区分経理に関する規定の詳細等)を定めるなどを規定(省令)。

- 実施基準が、改正法で新たに規定された事項(常時同時配信等の提供条件が受信料制度の趣旨に照らして不適切でないことを求めること等)を踏まえたものとなるなどを規定(ガイドライン)

4 NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

- 経営委員会による意見公募(パブリックコメント)手続に関する規定の整備 対象範囲(中期経営計画等)や手続等を省令に規定

- NHKグループに関する情報提供に関する規定の整備 対象範囲(中期経営計画、子会社の財務諸表等)や提供方法等を省令に規定

- 監査委員会の機能強化に関する規定の整備 監査委員会の機能強化(専門家等による補助、監査委員会への報告体制、監査費用の前払い等に係る方針等)に関する規定を省令に規定

NHKの三位一体改革について

公共放送としてのNHK

言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、民間放送では十分に達成されない分野(過疎地や遠隔地等への確実な情報の提供、広告主等の関係から特に制作が困難な少数視聴者向け番組の制作等)の役割を果たすこと



インターネット時代におけるNHKの在り方

NHKの役割・使命自体は変わるものでなく 情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保することが必要。

国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に適確に対応して、その先導的役割を果たし、国民・視聴者の期待に応えていくことが求められる。

NHKの業務の在り方

- ・インターネット活用業務のより一層の推進
- ・国際放送・地域情報の提供等の充実・強化
- ・既存業務の合理化・効率化

**NHKの業務・受信料・経営
の在り方は相互に密接
不可分であり、
一体的な改革の推進が必要**

NHKの受信料の在り方

- ・公平負担の徹底、業務の合理化・効率化を推進し、その利益を国民・視聴者へ適切に還元
- ・視聴環境等の変化を十分に踏まえ、受信料を国民・視聴者にとって納得感のあるものに

NHKの経営の在り方

- ・国民・視聴者に信頼される公共放送
- ・NHK及びNHKグループ全体として、ガバナンスの改善や経営の透明性を確保

- NHK平成31年度収支予算等については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、4K・8K放送の推進等に取り組むことにより、事業収支差金の赤字を見込んでいる。
- この点については、本年10月の消費税率引上げ時に受信料額を据え置き、また、4つの受信料の負担軽減策を実施することを考慮するとやむを得ない面があるものの、今後も受信料の公平負担の徹底に向けた取組を進め、增收を確保するとともに、聖域なく徹底的に経費節減に取り組むことにより、早期に黒字を確保できるよう努めることを強く求める旨指摘。
- また、繰越金の現状や当面見込まれる事業収入の増加等を踏まえ、既存業務全体の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について検討を行うことを求める旨指摘。
- さらに、NHKの在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を引き続き実施すること、データ誤送信、管理職の服務規程違反等の不祥事が相次いで発生しており、再発防止に向け、ガバナンス強化とコンプライアンス徹底に組織を挙げて全力で取り組むこと、子会社改革を着実かつ徹底的に進めることについて指摘。
- 特に配意すべき点として、次の7項目について指摘。

1 国内放送番組の充実

(正確・公正な報道、大規模自然災害発生時における訪日外国人への情報提供の確保、地域の魅力紹介・地域経済の活性化に寄与する地域放送の充実、視聴覚障害者等向け放送の充実)

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

(多言語化や人材確保等によるテレビ国際放送の充実、訪日外国人の視聴拡大、放送コンテンツ海外展開等)

3 4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等

(新4K8K衛星放送に関する取組、ネット活用業務の民放等との連携協力確保・会計上の透明性の確保等)

4 経営改革の推進

(ガバナンス強化・コンプライアンス徹底、子会社改革、女性の活躍、働き方改革、業務の合理化・効率化等)

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等(未契約者等対策の徹底、受信料の在り方の検討)

6 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靭化等

(国内・国際放送を通じた風評被害の払拭等復興支援、強靭化、サイバーセキュリティ等)

7 放送センター建替(国民・視聴者への説明、機能の地方分散)

- NHK平成30年度業務報告書については、受信料徴収の徹底等に努めた結果、収支予算を上回る271億円の収支差金を計上しており、「おおむね所期の成果を収めた」と評価。
- ただし、繰越金の現状や事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていること等を踏まえると、現行の経営計画に盛り込んだ平成30年度の受信料収入見込みの6%相当の還元にとどまらず、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、既存業務の見直しとともに不断に検討していく必要がある旨指摘。
- また、今後の放送を巡る社会環境の変化を想定し、NHKの在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を引き続き実施することを求める旨指摘。特に、現行の経営計画において、令和2年度は、事業支出の増加と受信料の還元に伴う事業収入の減少により、215億円の事業収支差金の赤字を見込んでおり、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組むことを強く求める旨指摘。
- 特記事項として、次の7項目について指摘。

1 国内放送番組の充実

- ・ 放送法の趣旨を十分に踏まえ、番組基準に基づく正確・公正な報道を行うこと等により、国民・視聴者の負託に応えること。
- ・ 大規模自然災害発生時、訪日外国人に向けても、テレビ、ラジオ及びこれを補完するインターネットを適切に使用して情報提供を行うこと。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の放送に当たっては、民放とも十分意思疎通を図ることにより、国民・視聴者の関心に的確に応え、大会の成功に貢献すること。
- ・ 地域ならではの魅力紹介・地域経済の活性化に寄与する番組の充実及び国内外への積極的発信に一層努めること。
- ・ 地域放送や国会中継での字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送等の一層の充実や手話放送の充実に取り組むこと。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- ・ 「NHKワールド JAPAN」について、多言語化、日本語教育番組や我が国・地域の実情・魅力を伝える番組の充実、インターネットの活用等を一層効果的かつ積極的に推進すること。取組成果となる認知度等について、具体的指標を早期に設定し、指標に基づいたPDCAサイクルの強化に努めること。また、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を進めること。
- ・ 放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。

3 4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等

- ・4K・8K実用放送について、早期かつ円滑な普及に向けて、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。
- ・国会の附帯決議を尊重し、インターネット活用業務が協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、適正な規模の下、節度をもって事業を運営するとともに、会計上の透明性を確保すること。また、民放との連携・協力について、民放の求めに応じ、その具体化を図ること。
- ・「NHKオンデマンド」については、受信料財源業務とのサービス面、財務面の整合性を整理するとともに、一層収支の改善に努めること。

4 経営改革の推進

- ・契約・収納等業務全般や協会全体の個人情報保護に関する不祥事について、抜本的な再発防止策を講じ、寄せられる苦情等も踏まえ不断の見直しを更に行うこと。改正放送法に基づきNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保すること。
- ・子会社全体の在り方について早急に結論を得て、その取組を着実かつ徹底的に進めること。子会社の利益剰余金の協会への適正な還元について、総務省策定のガイドラインを踏まえ、適切に実施すること。
- ・女性職員の採用及び役員・管理職への登用を積極的に拡大するなど、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- ・二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。
- ・衛星放送の在り方を含め、既存の業務全体の見直しについて、早急に検討を進め、一定の結論を得ること。
- ・改正放送法も踏まえ、情報公開の一層の推進を図ることにより説明責任を果たしていくこと。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

- ・高止まりしている営業経費について、一層の効率化に向けて不断の見直しを行い、削減を図っていくこと。
- ・受信契約の勧奨等について、これまで以上に丁寧な説明を行い、国民・視聴者の理解に努めること。
- ・訪問員の対応等に苦情等が寄せられていることから、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、早急に点検及び見直しを行うこと。
- ・既存業務全体の見直しを徹底的に進め、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について引き続き検討を行うこと。

6 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靭化等

- ・国内・国際放送を通じて風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック、2025年日本国際博覧会等を控え、サイバーセキュリティ確保に万全を期すこと。

7 放送センター建替

- ・地方からの情報発信、地方創生への貢献、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散について、早急に一定の結論を得ること。

○NHKは、「中期経営計画(2018-2020年度)」において、以下のとおり、2018年度の受信料収入(見込み)の4.5%程度の引下げを計画。

- ① 2019年10月の消費税率引上げ(2019年10月に8%から10%に引上げ)時に受信料額を改定せず、据置き。
- ② 2020年10月から、地上契約と衛星契約を2.5%引き下げ。

①+②の値下げ相当額(継続振込※2か月払いのケース) ※継続振込:振り込み用紙による支払い方法
地上契約 月額△59円(年間△708円) 衛星契約 月額△102円(年間△1,224円)

○また、2018年度以降、4つの受信料の負担軽減策を実施。

軽減額は、2019年度に74億円、年度当初から適用される2020年度には94億円。

- ① **社会福祉施設への免除拡大 (2018年4月～)** 減収額:2018年度2億円、2019年度2億円、2020年度2億円
免除の対象となっていた社会福祉法に規定された社会福祉施設について、全額免除の対象とする。
- ② **奨学金受給対象などの学生への免除 (2019年2月～)** 減収額:2018年度4億円、2019年度23億円、2020年度23億円
親元などから離れて暮らす学生のうち、奨学金を受給している学生等を全額免除の対象とする。
- ③ **多数支払いにおける割引 (2019年4月～)** 減収額:2019年度:30億円、2020年度31億円
「事業所割引」(同一敷地内の2契約目以降を半額)と、「多数一括割引」(衛星契約数に応じて割引)の併用を可能とする。
- ④ **設置月の無料化 (2019年10月～)** 減収額:2019年度:19億円、2020年度38億円
受信設備を設置した月の支払いを不要とともに、料額が高い契約種別へ変更を行った月の受信料額を変更前の受信料額とする。

NHKアーカイブスの活用

1.保存されているニュース・番組

アーカイブス情報システムに保存されているニュース・番組（平成29年度末時点）

	番組映像(件)	ニュース映像(項目)	ニュース原稿(本)
本部	81万4000	225万2000	136万1118
地域放送局	15万5000	534万2000	
全国計	96万9000	759万4000	

2.活用事例

- ・ニュースや番組での映像素材（「NHK映像ファイル あの人に会いたい」等で活用）
- ・番組の再放送（①「あの日 あのとき あの番組」②「プレミアムカフェ」等で活用）
- ・外部への提供（「4Kでよみがえるあの番組「新日本紀行」」等で活用）



その他（公開）

■ 番組公開ライブラリー

- ・無料で視聴可能
- ・全国のNHKの施設57か所に設置
- ・全国での利用者は年間13万人、2003年からのべ246万人（2018.10現在）

■ アーカイブsspotal

- ・①「NHK名作選 みのがし なつかし」 ②「動画で見るニッポン・みちしる」 ③「NHK人×物×録」 ④「戦争・戦後史証言アーカイブス」
- ・⑤「東日本大震災アーカイブス」 ⑥「クリエイティブライブラリー」等をインターネットで公開
- ・サイトは月間60万人が訪問

■ ティーチャーズ・ライブラリー

- ・年間貸し出し件数 約3000件

■ 学術利用トライアル

- ・累計研究者数 約130組

主な回答

- ・利用金額が高い。
- ・検索内容をデータでUSB等にアウトプットできるようにしていただければ、紙で大量にプリントアウトする必要がなくなる。
- ・検索時間の改善。(詳細から一覧に戻った際、画面のトップに戻るのではなく、チェック済みのところに戻る、既にチェックしたもののは色を変えるなどで効率化)
- ・検索ワードをピックアップする機能の追加。
- ・番組の詳細画面について、サムネイル、ナレーション、テロップ、権利情報などを表示する表の形式の改善。(ナレーションを入れる枠が小さく、その割に、他の枠はほとんど空欄。紙で印刷すると膨大な量になる)
- ・権利報告書は重要な資料なので、本来ならフォーマットや内容を徹底した方が良い(空欄も目立つ)。
- ・使用映像の権利処理をNHK側でしてもらいたい。
- ・二次利用などの際の版権情報が詳しく記載されていない番組が多い。
- ・完パケ・白・同録等の素材表記が独特でどれがどれだかと分かりづらい。
- ・動画で素材などが試写できるようになって、とても活用がし易くなったが、試写をするための長時間利用者が多くなり、待ち時間が増えたという印象がある。
- ・貴重な映像なので、一般向けに公開する公共の場所があってもいいのではないか。
- ・製作会社にも著作権がある番組の映像利用に関して、NHKの番組で利用される際に、権料が発生する仕組みを作れないか。
- ・アーカイブ登録している製作会社のスタッフも、版権情報がアーカイブ内だけではなく、外からも見られるようにしてほしい。
- ・許諾先や引用使用している動画部分など、細かく書かれているので助かる。
- ・以前に比べてシステムも使いやすくなったり、レスポンスが早くなったり。

「TVer(ティーバー)」の概要

TVerの概要

- 2015年10月より在京民放キー局5社各社が個別に実施している無料ネット動画配信(見逃し視聴サービス)を共通のポータルから利用できる「TVer」を開始。
- リアルタイムでの視聴ができなかつた方をターゲットとして、放送後一定期間限定で配信(インターネット同時配信実証実験(サッカーW杯等)にも利用)。
- 2019年10月時点でTVerアプリが累計2,200万ダウンロードを突破。2019年8月時点で月間ユーザー数は累計906万人、月間動画再生数は累計8,089万回。

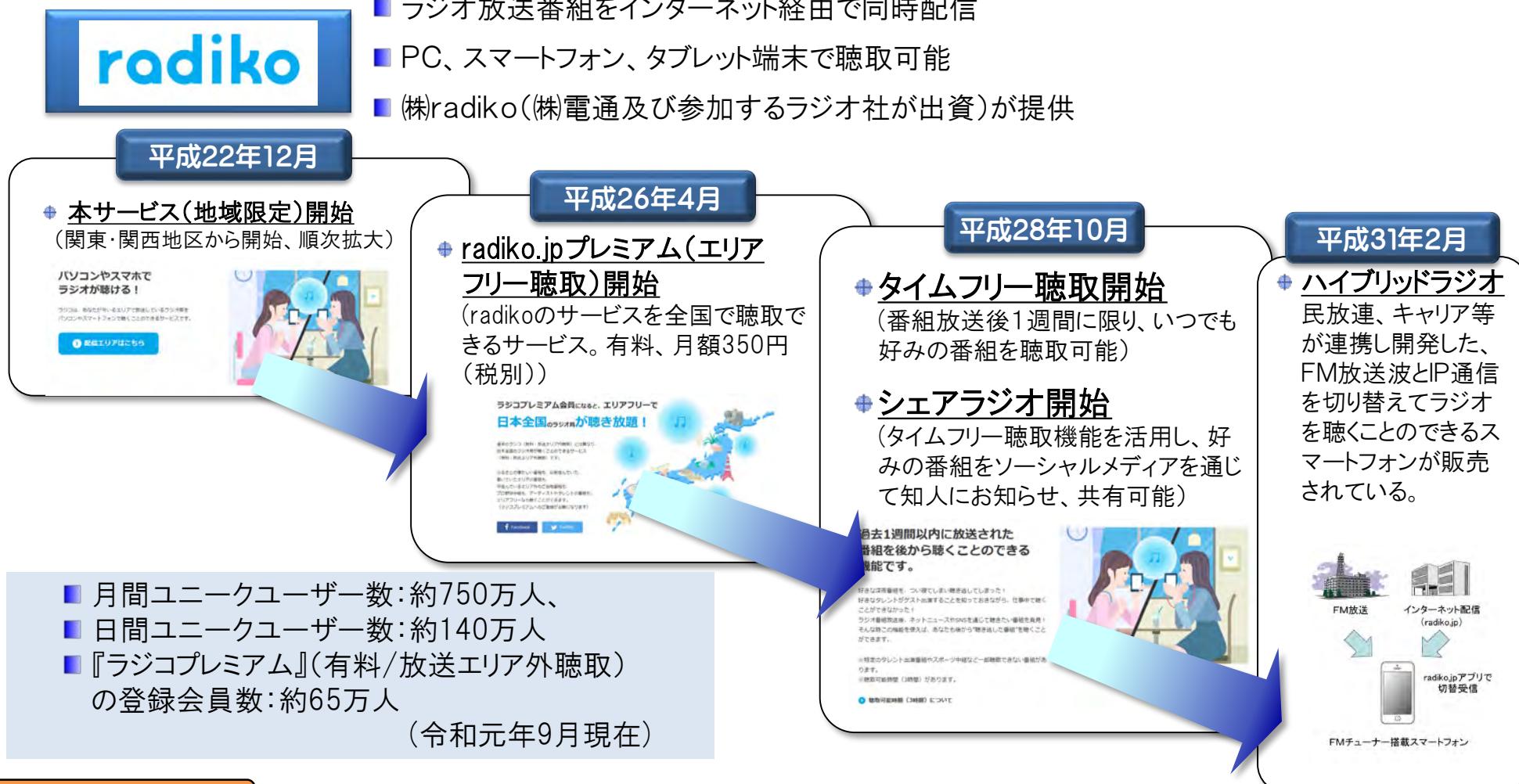
サービス名	TVer(ティーバー)
開始時期	2015年10月26日
関係民放社	①日本テレビ放送網株式会社、②株式会社テレビ朝日、③株式会社TBSテレビ、④株式会社テレビ東京、 ⑤株式会社フジテレビジョン、⑥毎日放送、⑦朝日放送、⑧読売テレビ、⑨関西テレビ、⑩テレビ大阪
提供期間等	原則1週間(放送終了後から次回放送まで)
料金	無料
対象デバイス	パソコン、スマートフォン、タブレット、一部のTV(Android TV等)
配信コンテンツ	各社放送中のドラマやバラエティ(2019年10月時点 約250番組 毎週更新) 2019年7月24日より過去のオリンピックの名場面を無料で配信(TVer × gorin.jp)
広告	あり

NHKの参加

- TVerにNHKが参加し、2019年8月26日から「無料」で番組提供を開始。

「radiko(ラジコ)」の概要

radikoの概要



NHKの正式参加

- NHKは、平成31年4月1日より、正式サービス(試験的配信は2017年10月より開始)として、radikoでのNHKラジオ第1とNHK-FMの同時配信を開始した。**

(各社ホームページ等を基に総務省作成)

2. 放送サービスの高度化 ・多様化への対応関係

「4K・8K放送推進連絡協議会」の概要

目的

平成30年12月から開始された新4K8K衛星放送については、これを視聴するためには別途チューナー等の機器が必要であり、アンテナ等の受信設備の交換が必要な場合もある。

このような状況について視聴者の理解を進めるため、総務省では、放送を巡る諸課題に関する検討会の分科会において、平成29年3月に「4K・8Kに関する周知・広報戦略」を取りまとめた。

当該戦略に基づく周知広報を、関係団体・事業者及び総務省が相互に連携・協力し、効果的かつ効率的に進めるため、今回関係団体・事業者から構成される「4K・8K放送推進連絡協議会」を設置。(総務省は事務局)

活動内容

- 当該戦略に基づく「4K・8K放送に関する周知・広報計画」(アクションプラン)の取りまとめ
- 4K・8K放送の送受信環境に係る技術的課題の共有・対応(電波の漏えい対策、BS右旋帯域再編対応等)
- 視聴者・消費者からの苦情・相談への対応の在り方の検討等

構成員

(9団体・19事業者(令和元年10月現在))

団体

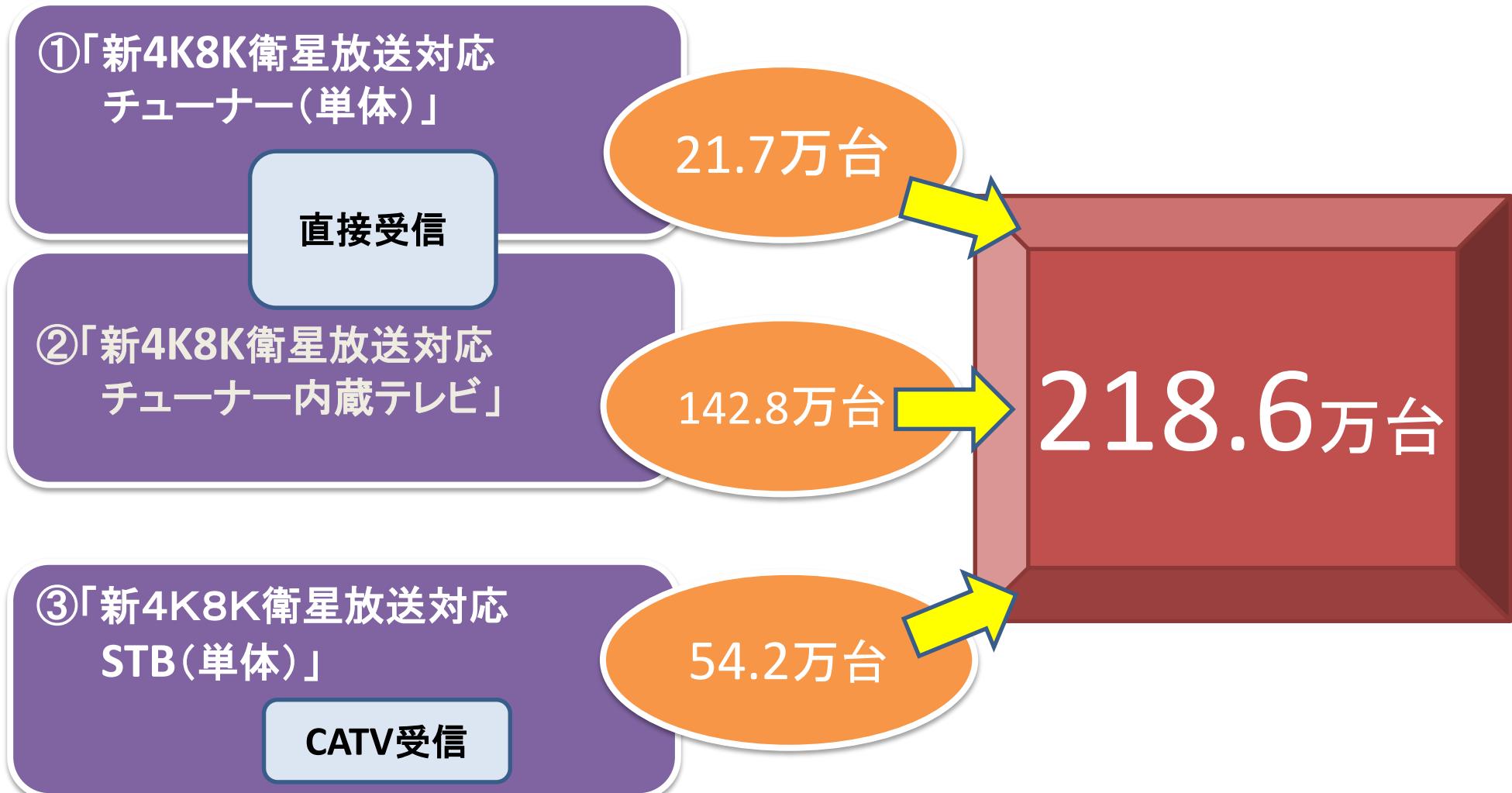
- (一社)衛星放送協会
- (一社)映像配信高度化機構
- 大手家電流通協会
- 全国電機商業組合連合会
- (一社)電子情報技術産業協会
- (一社)日本ケーブルテレビ連盟
- (一社)日本CATV技術協会
- (一社)放送サービス高度化推進協会

※オブザーバー

- (一社)日本民間放送連盟

事業者

- (株)アイキャスト
- イット・コミュニケーションズ(株)
- SCサテライト放送(株)
- (株)QVCサテライト
- (株)ケースホールディングス
- ジャパンケーブルキャスト(株)
- (株)ジュピター telecom
- スカパーJSAT(株)
- (株)東北新社メディアサービス
- 日本放送協会
- 日本デジタル配信(株)
- (株)ハートネットワーク
- (株)ビーエス朝日
- (株)BS-TBS
- (株)BSテレビ東京
- (株)BS日本
- (株)ビーエスフジ
- (株)放送衛星システム
- (株)WOWOW



(注)①②:JEITA(電子情報技術産業協会)発表、③:JCTA(ケーブルテレビ連盟)ヒアリングによるデータを合算して表示

平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対策の確認の緊急点検を行い、停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者が判明したため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化(ケーブルテレビネットワーク光化)のための緊急対策を実施する。

【令和2年度概算要求:事項要求】
【令和元年度予算:43.1億円】

事業イメージ

○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○ 補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の中核市町村その他特に必要と認める地域

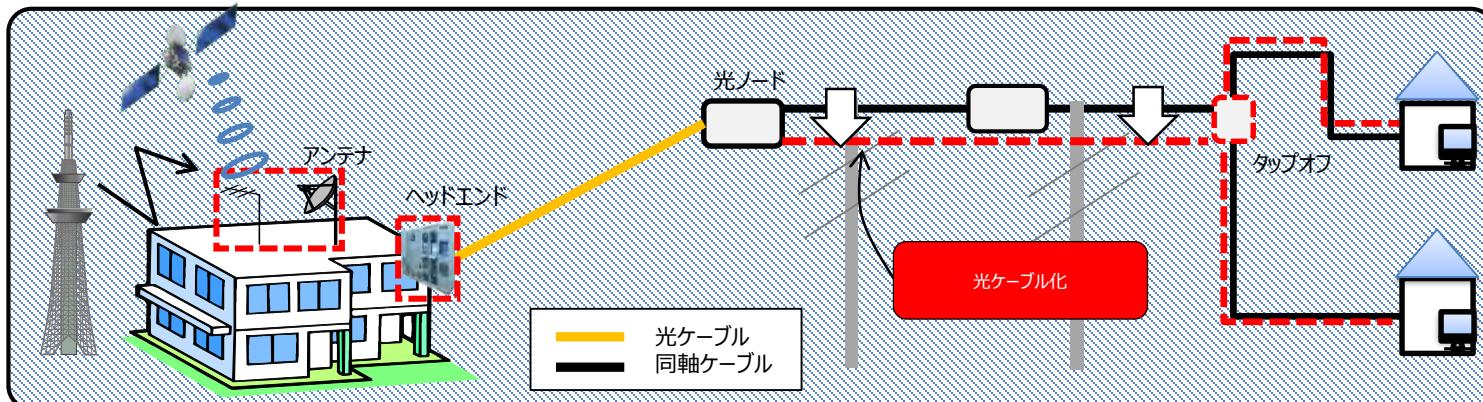
○ 補助率

(1)市町村及び市町村の連携主体:1/2

(2)第三セクター:1/3

○ 補助対象経費

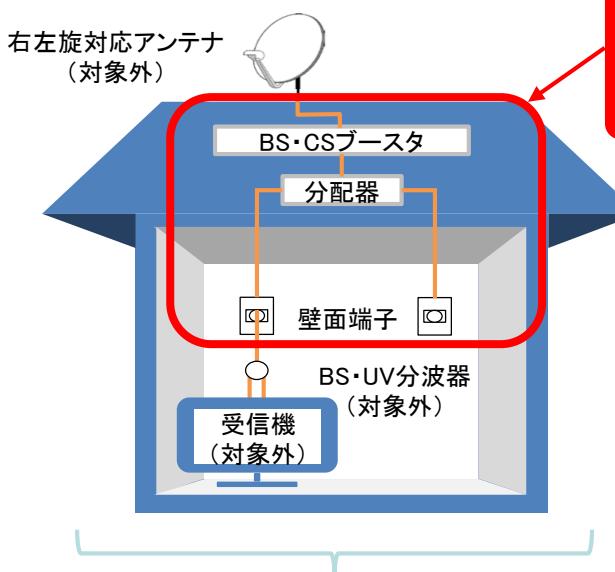
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等



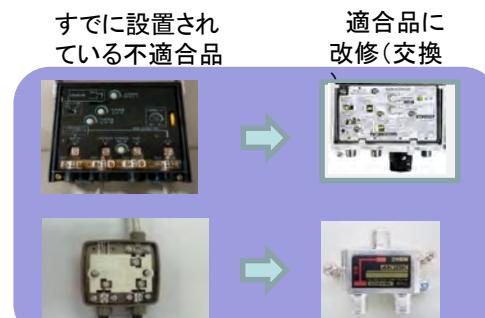
衛星放送用受信環境整備事業

- 新4K8K衛星放送(平成30年12月1日開始)で用いられる中間周波数帯(2.2~3.2GHz)について、既存の他の無線サービスとの共用における懸念が指摘されている。
- 他の無線通信に障害を与えるおそれのある衛星基幹放送用受信設備を改修し、適切な受信環境の整備を支援するため、平成30年度から補助事業を実施。

補助のイメージ図



アンテナ出力から壁面端子の間に
ある技術基準に不適合となる機器を
改修(交換)するための費用(工事費
を含む)の1／2相当額を補助



平成29年5月11日以前に設置されていることが必要

予算額

平成30年度: 8.3 億円
増額分: 5.0 億円
令和元年度: 9.1 億円
令和2年度(要求): 11.0 億円

補助率

平成30年度: 2／3
令和元年度: 1／2
令和2年度(要求): 1／2

補助世帯数:

平成30年度: 1.6万世帯
増額分: 1.6万世帯
令和元年度: 2.6万世帯
令和2年度(要求): 3.1万世帯

事業年度:

平成30～令和3年度(※)
※補助期間を2年間(令和3年度末まで)
延長するため要求中

在京民間放送局5社(日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ)は、地上波放送番組を同じ時間帯にネット同時配信実証を合同で実施。民放公式テレビポータル「TVer(ティーバー)」で、主に夕方の報道番組を配信予定。番組の連続編成や配信基盤とプレーヤー間のインターフェースの在り方等の技術検証を行う。

併せて、実験環境で、(多言語)字幕配信及び災害情報配信における課題の整理を行う。



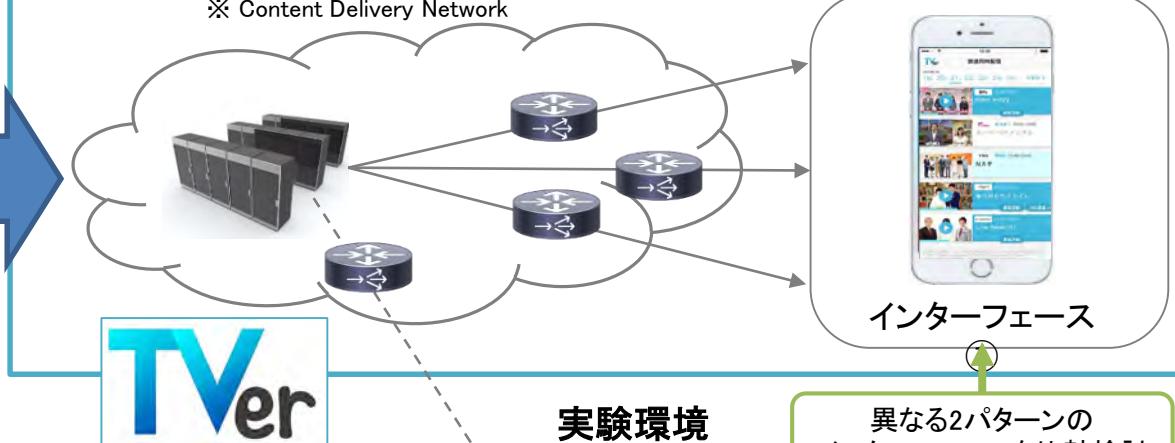
日本テレビ「news every.」
 テレビ朝日「スーパーJチャンネル」
 TBSテレビ「Nスタ」
 テレビ東京「ゆうがたサテライト」ほか
 フジテレビ「Live News it!」

【民放公式テレビポータル「TVer」】

配信時期(予定): 2020年1月下旬

【CDN※・携帯電話網など】

※ Content Delivery Network



【スマートフォン等】



インターフェース

実験環境

ダウンロード数 : 2,200万 (2019年10月)

月間ユーザー数: 906万 (2019年8月)

月間動画再生数: 8,089万 (2019年8月)

異なる2パターンの
インターフェースを比較検討



災害情報配信

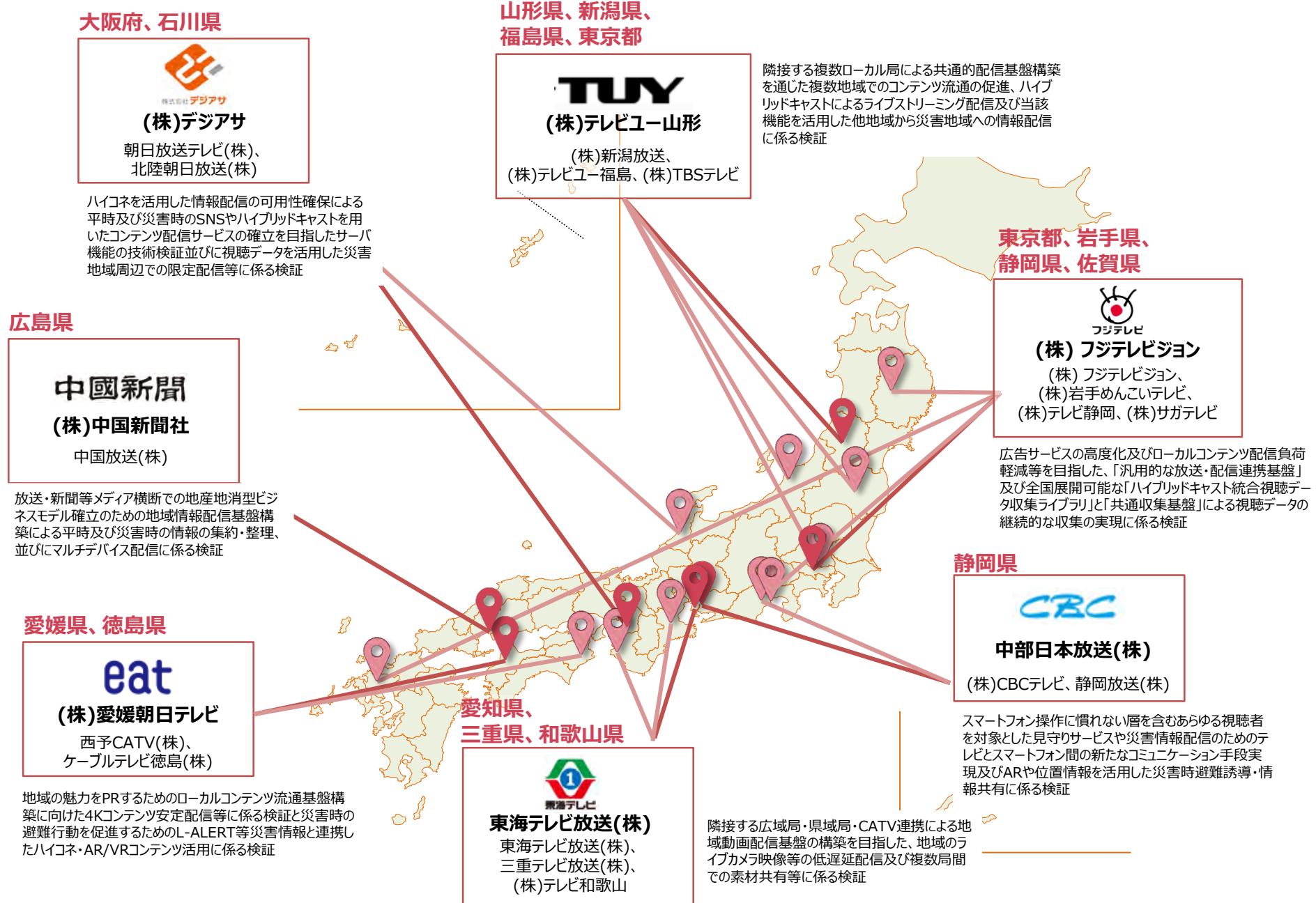


字幕(多言語)重畠



インターフェース

令和元年度 ローカルコンテンツ配信の実証(民放ローカル局等)



放送コンテンツ配信連絡協議会

設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放送番組のネット配信が本格化した場合におけるネットワーク運用等の技術的課題など、<u>「放送」と「通信」にまたがる課題への対処が必要。</u> ■ 関連する取組も踏まえ、放送、通信インフラ、クラウド等の<u>関係者間の連携を密にする観点からの情報共有の必要性が増大。</u>
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放送番組のネット配信に関する課題を検討・意見交換するための<u>関係者による任意団体。</u>
体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総会、幹事会の下に、<u>検討テーマに応じてワーキング・グループを複数設置。</u>（当面は以下2つのWGを設置） <ol style="list-style-type: none"> <u>技術WG</u>：ネット配信の配信基盤に関する技術的課題を検討。 <u>サービスWG</u>：ネット配信に関するサービス面の課題を検討。
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放送事業者、通信事業者、関係団体、有識者ほか
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成30年10月17日（水） 設立総会 ■ 平成30年11月～令和元年9月 技術WG、サービスWGをそれぞれ6回開催中。

[体制図]

総会（会長：村井純 慶應大学教授）

幹事会

事務局

技術WG

サービスWG

【主なテーマ】

- ネット同時配信トライアルにおける技術的課題
- ネット同時配信のコンテンツ配信技術の現状と課題
- ネット同時配信の本格化が通信ネットワークに与える影響
- ローカル局のネット配信における技術的課題
- 通信・放送連携技術（ハイブリッドキャスト）の現状と課題

【主なテーマ】

- 常時同時配信トライアルの課題と展望
- ネット同時配信ビジネスの現状と課題
- ネット同時配信の海外動向
- ネット同時配信の本格化に向けたセキュリティ対策
- 5Gの普及・展開とネット同時配信
- ネットワーク中立性に関する検討状況

- 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)などにおいて、ネット同時配信等に係る権利処理の円滑化について、総務省が課題を整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ著作権制度について必要に応じた見直しを行うこととされている。
- 総務省では、平成30年12月から、有識者で構成される情報流通行政局長の勉強会「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、放送事業者へのヒアリングを通じて当該課題を取りまとめたところ。当該課題について文化審議会での検討を求めるべく、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ」を文化庁に提出。

「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」の概要

1 主な研究項目

- (1) 日本及び諸外国におけるネット同時配信等に係る制度、権利処理手続の実態、関連する政府の取組等
- (2) ネット同時配信に係る迅速かつ円滑な権利処理の実現に向けて必要な対応策の検討 など

2 構成員 (敬称略)

座長 内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授	※オブザーバー
音好宏	上智大学文学部 教授	文化庁著作権課
酒井 麻千子	東京大学大学院情報学環 准教授	経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
末吉 亘	潮見坂綜合法律事務所 弁護士	
三尾 美枝子	紀尾井町法律事務所 弁護士	

「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」における検討状況

- 令和元年8月19日(月) 同時配信等に係る権利処理の実務上の課題に関するヒアリング①
- 同年10月3日(木) 同時配信等に係る権利処理の実務上の課題に関するヒアリング②
- 同年11月11日(月) 取りまとめ

- 「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、NHK及び民放在京キー局(5社)へのヒアリングを通じて取りまとめた標記課題の概要は以下のとおり。
- 放送事業者としては、同時配信等を円滑に実施するためには、一部の課題のみの解決ではなく、全ての課題への対応と改善が不可欠であるとの考え方。なお、これらの課題には、放送事業者の要望により、著作権法上の課題にとどまらず、運用上の課題も含まれている。

取りまとめの前提:①民放各社の同時配信等の実施については、権利処理上の課題等の議論とは別に、各社が個別に経営判断により決定すべきもの、②権利者に支払うべき使用料等の額や支払いの在り方等は、別の場での検討が必要

1. 放送と別個に配信の許諾を得る必要があり手続的な負担が生じるもの

- (1) 著作権等管理事業者に著作権等の管理を委託していない権利者(アウトサイダー)との権利処理が課題
 - ・文芸(原作、脚本)
 - ・音楽(詞・曲)
 - ・レコード(原盤・実演) ※海外原盤の権利処理が不可能である課題も存在
 - ・映像実演
- (2) 個別交渉となるため、時間の効率化が困難
 - ・借用素材(スポーツ・報道・映画等の映像、写真、イラスト、美術等)
 - ・部分利用

2. 放送では不要な許諾が配信には必要となり手続的に困難なもの

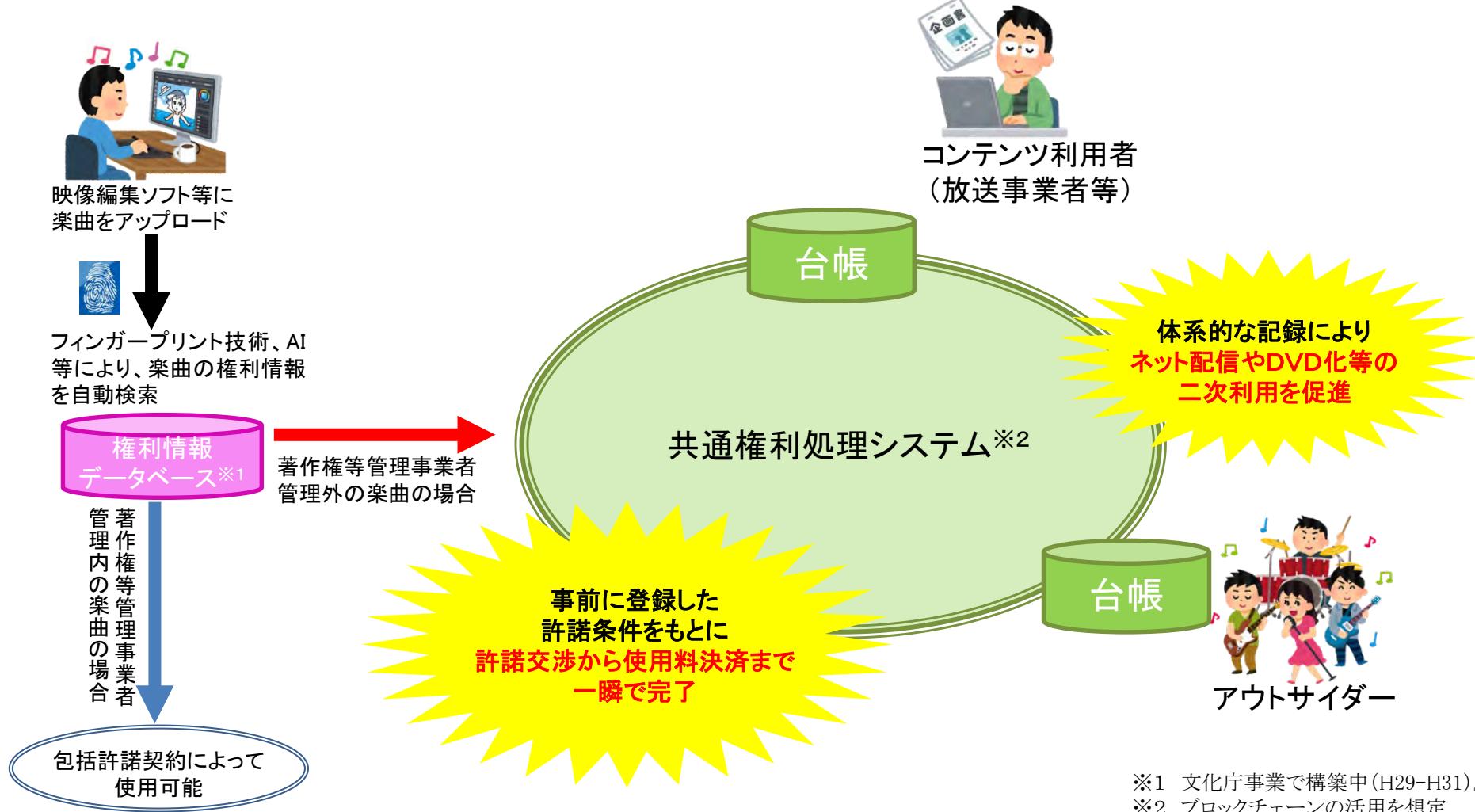
再放送番組(特に不明権利者の搜索に時間を要する)

3. 著作権法の権利制限規定が放送のみに適用されるため問題が生じるもの

- ・営利を目的としない公の伝達(著作権法第38条第3項) →放送では、営利目的でなく、料金を受けない場合は、受信装置を用いて公に伝達可能
- ・政治上の演説等の利用(同法第40条第2項) →国の機関等で行われた公開の演説は、報道の目的上正当と認められる場合は、放送可能

ネット同時配信時代におけるコンテンツ権利処理円滑化事業

- 同時配信の実施に当たって、楽曲については放送とは異なる権利処理が必要になるところ、アウトサイダー（著作権等管理事業者管理外）の楽曲を使用するためには、個別に許諾交渉をすることとなり、時間と手間がかかる。
- 許諾交渉は電話やメールで行われており、体系的な記録がないため、ネット配信やDVD化等の二次利用が困難である。
→これらの課題を解決するため、許諾交渉から使用料決済までを一瞬で完了させ、改ざん不可能な形で記録を残す共通処理システムを構築する。



※1 文化庁事業で構築中(H29-H31)。

※2 ブロックチェーンの活用を想定。

3. 放送コンテンツのグローバル展開 ・有効活用関係

NHKの多言語化の取組

1. 国内放送

(1) テレビ放送

- 大規模災害時、英語との同時通訳を実施。
- 総合テレビのL字画面上のテロップとQRコードにより、国際放送のサイト（英語）に誘導。

(2) ラジオ放送

- ラジオ第2放送の定時ニュースについて、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語に加え、2019年度からインドネシア語、ベトナム語を追加し、7言語で実施。



2. 国際放送

(1) テレビ放送

- 24時間、英語での放送。
- 2014年度から、中南米向けにスペイン語字幕を付与する実証を実施。
 - ・ 旅、食、日本文化等に関する約25番組に字幕を付与。
 - ・ ペルー、チリ、コロンビア、メキシコ、コスタリカの5か国・5事業者で配信。

(2) ラジオ放送

- 17言語※での放送。
 - ※ アラビア語、ベンガル語、ビルマ語、英語、中国語、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、韓国語、ペルシャ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、スワヒリ語、タイ語、ウルドゥー語、ベトナム語

(3) インターネット

- テレビ放送（英語）・ラジオ放送（17言語）のライブストリーミング配信。
 - ・ テレビ放送のライブストリーミングについて、2019年6月24日から9月末まで、自動翻訳機能で6言語※の字幕付与の実証を実施。
 - ※ インドネシア語、タイ語、中国語、スペイン語、フランス語、ベトナム語
- 2019年1月から、中国語ネットチャンネル「NHK華語視界」を開始。
 - ・ 中国語でニュースや番組を編成し、1日約5時間配信。
- 2019年度から、NHKワールドJAPANのインターネットの番組配信において新たにトルコ語を追加し、対応言語を18言語へと拡大させた。

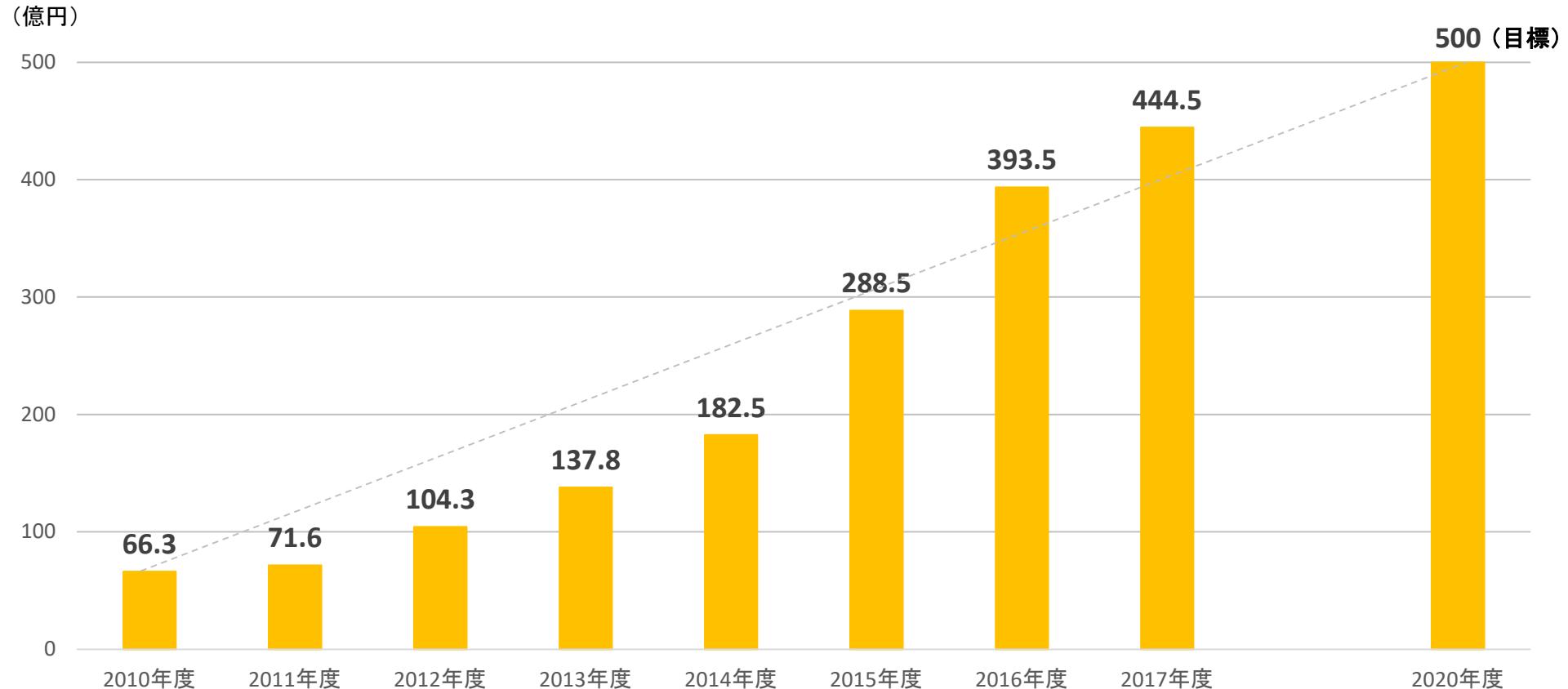
<概要>

ローカル放送局等と、自治体、地場産業、観光業等の関係者が幅広く協力し、訪日外国人観光客の増加や地場產品等の販路拡大を通じ、地域活性化等に資する放送コンテンツを海外と共同制作・発信する取組及びこれと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組の支援等を行う。



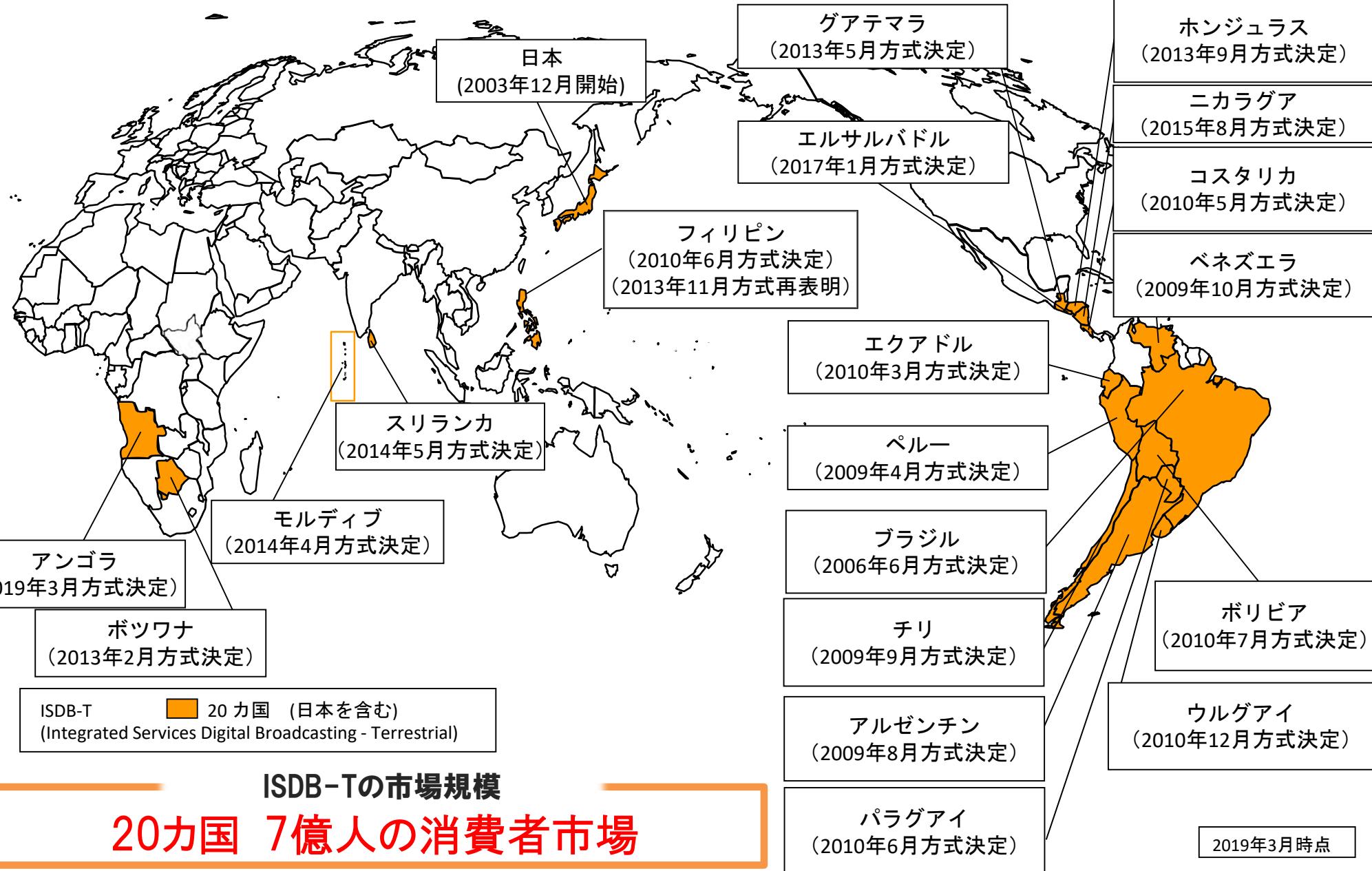
日本の放送コンテンツ海外輸出額の推移

□ 日本の放送コンテンツ海外輸出額は、2010年度以降、毎年増加を続け、2017年度末で444.5億円（対前年度比13.0%増）。



注:NHK、民放キー局、民放在阪準キー局、ローカル局、衛星放送事業者、プロダクション等へのアンケートにより算出

世界の地デジ日本方式(ISDB-T)採用国



地デジ日本方式採用国の放送サービス高度化へのニーズを踏まえ、我が国で開発中の地デジ高度化技術を用いた実証実験(予算要求中)を通じて、地デジ高度化日本方式の国際標準化に向けた採用国との連携強化を推進する。

【背景】

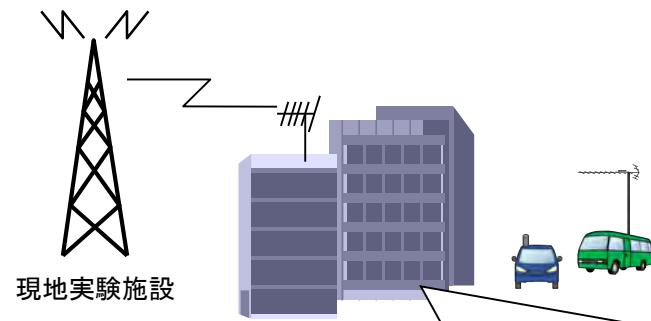
- 放送の未来像を見据えた放送用周波数の更なる有効活用を目指し、地上波による4K伝送等を実現する地デジ高度化に関する技術基準の検討を推進しているところ、将来の地デジ高度化方式の発展に向け、国際標準化を推進していくことが重要。

【国際連携の状況】

- 日伯地デジICT協力覚書(2018年8月署名)の中で、次世代放送技術の実現に向け、協力を継続、発展させることを確認。
- 2019年9月に開催したブラジルとの政府間会合の中で、地デジ高度化方式の実現に向けた日本との協力への期待が示された。

【今後の取組】

- 日伯連携による地デジ高度化方式の国際標準化に向けた検討を推進。
- ブラジルにおいて、我が国で開発中の地デジ高度化技術を用いた実証実験を実施(予算要求中)。



地デジ高度化技術の実証実験(予算要求中)



ブラジルの政府、放送事業者等との協力のもと、地デジ高度化技術(4K伝送等)の実証実験を実施

4. その他関係

放送事業者の経営基盤強化のあり方(引き続き検討すべき事項) ①

(1) ローカル局の役割

- ローカル局の経営状況については足元では健全な状態を維持しているが、地方の人口減少やインターネットの普及とともになうメディアの多様化等にともない、ローカル局の収入の多くを占めていたテレビ広告収入を今後伸ばすことは困難になってきていると考えられる。
- 他方で、地域におけるジャーナリズムを確保するとともに、生活関連情報・災害情報や地域の魅力ある情報を積極的に収集・発信し、地域社会の一員として地域の安全・安心の確保や地域活性化に貢献するというローカル局の社会的役割は今後も不変であると考えられる。
- こうした観点から、ローカル局がその社会的役割を堅持しつつ、経営基盤をどのように強化していくのか、引き続き検討を進める必要がある。

(2) インターネットの活用による地域コンテンツの流通促進

- ローカル局が制作した地域コンテンツについては、放送対象地域だけではなく、インターネット等を活用して、全国に向けて発信することが期待される。
- 他方、各局が個別にインターネット配信に取り組んでいる現状においてはマネタイズに課題があるため、スケールメリットや集客力向上の観点から、配信基盤の効率化・共通化を進めることができると考えられる。
- 地域コンテンツの配信基盤として、在京、在阪テレビ10社共同で運営されており、テレビ番組の見逃しサイトとして高い認知度を有している「TVer」を活用することも有効であるとの意見もあるが、今後、本格的な活用を進める場合、ローカル局のリソース上の問題等、技術面及び運用面で課題があると考えられることから、効率的・安定的な配信基盤の確立に向けた方策について、立ち上がり期は一定の支援を行うことも含め、引き続き検討を行う必要がある。
- 地域コンテンツを配信するに当たっては、権利処理の円滑化も課題の一つであると考えられることから、新技術の活用も含め具体的な方策の検討を進める必要がある。

放送事業者の経営基盤強化のあり方(引き続き検討すべき事項) ②

(3) 地域コンテンツの海外展開

- ・ ローカル局は、地域の魅力あるコンテンツを海外に向けて積極的に発信し、インバウンド需要の喚起等を通じて地域活性化に貢献。成長力のある海外市場に出ることにより放送事業外収入の増加に貢献することが期待される。
- ・ 近年急速に高まってきた地域コンテンツの海外展開の機運を更に高めていくため、海外との番組共同制作への助成や、ローカル局にとって海外展開の最初のステップとなるTIFFCOMの抜本的強化をはじめとする国際見本市への支援など、地域コンテンツの海外展開強化に向けた国の支援措置を継続・拡充することを、引き続き検討する必要がある。

(4) ローカル局の経営基盤強化に向けた更なる方策

- ・ (1)～(3)に加え、ローカル局の経営基盤強化に向けて、以下の事項について引き続き検討する必要がある。
 - ① 地域のメンバーの一員として、地域活性化といった共通課題に取り組むため、地方自治体や地場産業等の地域のステークホルダーとの連携のあり方
 - ② 5G等の新たなネットワークや新規技術（クラウド、AI等）の活用による放送事業の基盤強化の可能性
 - ③ 視聴データの活用を含めた放送事業者のビジネスモデルの変革に対応した方策
 - ④ 放送事業者の収益が伸び悩む状況の中、放送事業外収入を増やしていくための方策
 - ⑤ ローカル局がその社会的役割を堅持しつつ、地方の人口減少やテレビ離れといった構造的な変化への対応を可能とする観点から、ローカル局自らの意思に基づき、経営の選択肢を増やし、より柔軟なものとしていくための方策
 - ⑥ その他ローカル局の経営基盤を強化するために考えられる方策

(1) 民放連によるアンケートの実施

- ・ 第1回会合（平成30年11月27日）において、民放連からアンケートの方針案を説明。
- ・ 調査概要

対象：民放連加盟地上テレビ社（127社）

調査時点：平成30年12月1日

(2) アンケート結果

- ・ 第4回会合（平成31年3月27日）において民放連からアンケート結果を報告。
- ・ 以下の項目ごとに取組状況やベストプラクティスを集計・抽出し、第4回会合終了後、民放連加盟各社に共有した。

- 1 経営理念
- 2 経営の目標
- 3 経営ガバナンス（取締役の構成等）
- 4 コンプライアンスの徹底
- 5 ステークホルダーとの対話・協調

(3) 今後の方向性

- ・ 今回のアンケートで示されたベストプラクティスを参考とし、各放送事業者において、一層経営ガバナンスの強化に取り組むべきである。
- ・ 今後とも、各放送事業者や民放連において、経営ガバナンスの確保に向けたさまざまな取組を継続的に進めていくことが望ましい。

基本的な方向性

- V-High帯域の利用に関する提案募集を2度実施した結果、従来割り当てられている移動受信用地上基幹放送に係る具体的な参入希望はなかったものの、その他のシステムに関する提案が以下の3分野で計16件※寄せられた。
※事業面や技術面の課題があるため、現時点では直ちに免許を取得して事業参入を希望する者はなし。
 - ① 放送サービスの高度化(IPDCマルチメディア放送、新たな放送技術方式への移行等)
 - ② IoT(IoT端末向けデータ同時送信システム等)
 - ③ 通信サービスの高度化(公共・民間共同利用型LTEシステム、公共ブロードバンド用周波数の拡張等)
- 同帯域の有効活用の観点から、これらの提案内容について実証実験を実施するなどの早期実用化に向けた取組が進展していくことが期待される。
- 提案内容の実用化動向を勘案しつつ、上記3分野のうちいづれかもしくは複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応可能とすることを基本方針として取組を進めることとする。

具体的な進め方

- 提案募集の提案者のうち、希望者を中心に実証実験を実施し、必要に応じて総務省が支援を行いつつ、ユースケースの早期具体化を図る。
- 上記取組を加速化させるためには、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置づけることが有効。また、これに伴い、「周波数割当計画」、「基幹放送用周波数使用計画」及び「周波数再編アクションプラン」の改訂を速やかに行うことが適当である。

実用化の動きが顕在化した場合

- 周波数の割当方針や関連制度の整備に向けた検討を実施。
- 実証は2019年度から速やかに開始することとし、当該年度中に一定の取りまとめを行うこととする。
- 実証期間については、遅くとも2020年度末までとする※
※当該期間中で具体的な事業参入の希望者が出てきた場合はスケジュールを前倒しする可能性もある。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中については、周波数需要が急増することから、柔軟に対応する必要があることに留意。
- 実証の実施状況については、分科会においても適宜フォローアップを実施。

今後のスケジュール

「放送システムに関する技術的条件」の検討について ～ 情報通信審議会への諮問 ～

- 総務省において、平成31年度より実施している「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討（技術試験事務）」を受け、地上デジタル放送方式の高度化等に関する技術的条件について、本年6月に諮問。

検討事項

1. 映像圧縮方式の高度化に関する技術的条件
2. 地上デジタル放送方式に関する技術的条件
3. その他関連事項

検討体制

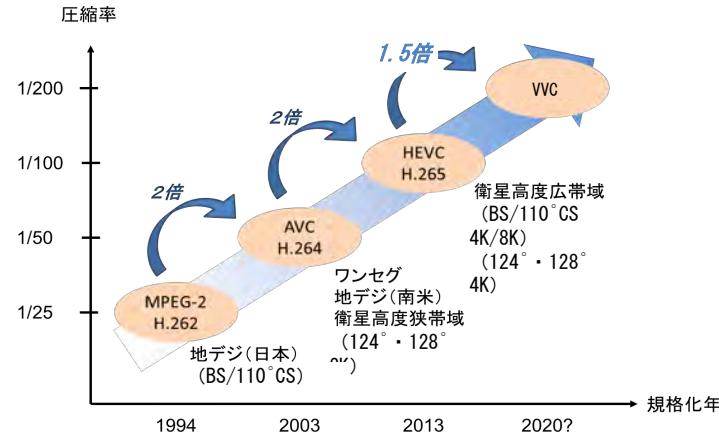
情報通信技術分科会 放送システム委員会の下に「地上デジタル放送方式高度化作業班」を設置して検討

答申を希望する時期

技術試験事務等により得られたデータの取りまとめができた技術から順次一部答申を希望
特に、映像圧縮方式の高度化に関する技術的条件については、令和元年度中の一部答申を希望



映像表現の高度化



映像圧縮方式の推移

- 「規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)」において、「放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用の方策の調査検討などを行う」ことが定められたことを踏まえ、地上放送用周波数の更なる有効活用に向けて必要な技術基準を策定する事が不可欠。
- このため、放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大など、放送の未来像を見据えた放送用周波数の更なる有効活用に向けた技術方策と、技術的条件の在り方について検討を実施する。

(i) 効率的な周波数利用の実現

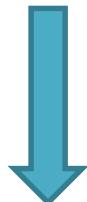
- 電波到来状況、共用状況等の実態調査



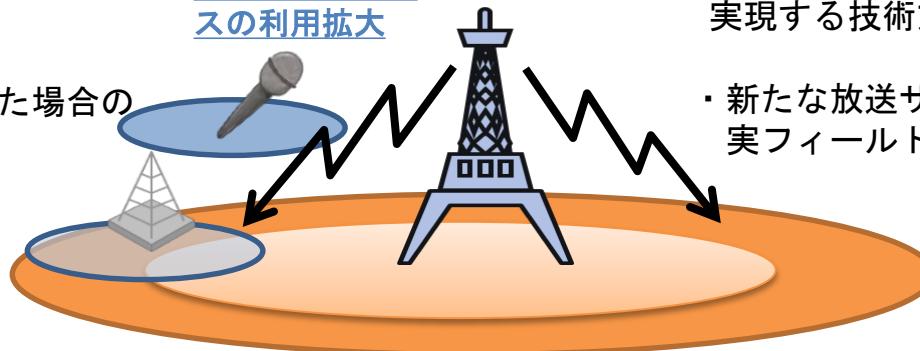
- 送信技術、受信技術等の調査により、
基地局・中継局の置局基準、
共用基準の検討



- 見直し後の基準を適用した場合の
実フィールドでの検証等



ホワイトスペー
スの利用拡大



新たな放送サービス用の空き周波数の創出、
ホワイトスペースの利用拡大

(ii) 新たな放送サービスの実現

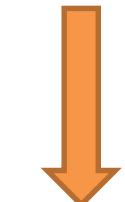
- 通信・放送サービス、4Kなど超高精細度放送等の動向調査



- 通信・放送サービス、超高精細度放送等を実現する技術方策の検討



- 新たな放送サービスの基準検討、
実フィールドでの検証等



4K放送や通信・放送融合サービス等を
地上テレビ放送用周波数で実現

衛星基幹放送(BS放送)に関する新規参入等について

経緯

- 既存事業者が自主返上を申し出たBS2K放送用の周波数帯域を活用し、新規参入等（注：既存事業者の高画質化も含む。）に充てるべく、本年3月13日～5月13日の2ヶ月間、公募を実施※。
- ※公募に当たり、本年2月に放送法関係審査基準（訓令）を改正。

審査の内容

- 公募に対する申請者（9者）は以下のとおり（括弧内は番組名）。
 - SMCブロードキャスティング（KNTV）
 - キノテレビジョン（キノテレビジョンチャンネル）
 - 日本映画放送（時代劇専門チャンネル）
 - 4GTVグループ（4GTVチャンネル）
 - ブロードキャスト・サテライト・ディズニー（ディズニー・チャンネル）
 - カワイイアン・ティービー（よしもとチャンネル）
 - ジャパネットメディアクリエーション（BS Japanet Next）
 - BS松竹東急（BS松竹東急）
 - プラットイーズ衛星放送（Diablo TV）
- 審査は以下の流れで実施。
 - 絶対審査**
→放送を実施する上で必ず満たすべき条件（マスマディア集中排除原則への適合性、欠格事由への非該当性等）への適合性を審査。1項目でも不適合であれば認定拒否。
 - 第一次比較審査**
→広告放送の割合、青少年の保護、字幕放送の充実、放送番組の高画質性の4つの基準への適合性を審査。全ての基準を満たす申請を優先。
 - 第二次比較審査**
→放送番組の多様性、放送番組の視聴需要等11の審査項目により比較審査し、総合評価を実施。

審査の結果

- 9月9日に電波監理審議会へ諮問し、4者の認定を適当とする旨の答申を受け、11月29日に認定証を交付（4者の詳細については次ページ。）。

今後のスケジュール

- 帯域再編等の作業があることから、新たな放送の開始は、遅くとも2021年末頃を想定。

BS放送の新規参入等の認定について

- 電波監理審議会の諮問・答申を経て、令和元年11月29日に以下の4者に対して認定書を交付。

既存番組の高度化を行う1者（1番組）

申請者	番組名	主な出資者	有料/ 無料	総合放送	主な分野
ブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社	ディズニー・チャンネル	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 100%	有料		アニメ

新規参入の3者（3番組）

申請者	番組名	主な出資者	有料/ 無料	総合放送	主な分野
株式会社カワイイアン・ティービー	よしもとチャンネル(仮称)	吉本興業株式会社 100%	一部有料	○	-
株式会社ジャパネットメディアクリエーション	BS Japanet Next	株式会社ジャパネットホールディングス 100%	無料		娯楽・趣味
BS松竹東急株式会社（設立中）	BS松竹東急(仮称)	松竹ブロードキャスティング株式会社 60% 東急株式会社 40%	無料	○	-

放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)による衛星基幹放送の認定・更新要件の追加

- 衛星基幹放送において新規参入や放送サービスの多様化・高度化を図るために、周波数の効率的な利用が必要。
- 先般の放送法改正により、衛星基幹放送の業務の認定及び認定更新の際、希望する周波数が申請に係る放送サービスに照らし必要十分か否かを審査するため、周波数使用基準への適合性を審査要件として追加。
- 上記を踏まえ、新たに「周波数使用基準（省令）」を整備することが必要。

認定申請書 (第93条第2項)

- ① 名称及び住所等
- ② 基幹放送の種類
- ③ 基幹放送局の免許人の名称
- ④ 希望する放送対象地域
- ⑤ 基幹放送に関し希望する周波数
- ⑥ 業務開始の予定期日
- ⑦ 放送事項
- ⑧ 電気通信設備の概要

※ 申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付。

認定の審査要件 (第93条第1項)

- 一 基幹放送局設備の確保
- 二 経理的基礎、技術的能力
- 三 技術基準の適合維持義務
- 四 周波数使用基準への適合性【追加】**
- 五 マスメディア集中排除原則への適合性
- 六 基幹放送普及計画への適合すること
その他放送の普及及び健全な発達への適切性
- 七 欠格事由(外資規制及び処罰歴)への非該当

認定の更新の審査要件 (第96条第2項)

- 四 周波数使用基準への適合性【追加】**
- 五 マスメディア集中排除原則への適合性

認定は5年ごとに更新
(第96条第1項)

(条項は、新法の条項)

- 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)を受け、平成30年11月、「放送を巡る諸課題に関する検討会」に「新たなCAS機能に関する検討分科会」(分科会長 中村伊知哉 慶應義塾大学教授)を設置
- CAS関連事業者、放送事業者、受信機メーカー、消費者等の幅広い関係者から意見を聴取し、一次とりまとめを策定(令和元年9月6日とりまとめ、9月18日公表)

- ▶ 新たなCAS機能の在り方については、具体的な要望等は顕在化していないことから、分科会において引き続き消費者を含む関係者による検討を促す
- ▶ チップ化に伴う故障時等の消費者負担の低減やCAS機能の費用分担の在り方については、関係者間で検討

①故障時などにおける消費者負担の低減

- CAS部品に関して、
故障率の低減(ICチップ化により低減する見込み)
受信機への実装方法の工夫(子基板化等)
などの取組が関係者の連携のもと継続されることが期待

②コンテンツ権利保護機能と視聴者制御機能の分離

- 機能を分離することでコスト低減が期待される一方、開発費等の費用分担が課題として指摘
- 現在の市場環境では、放送事業者、受信機メーカーともに機能分離に対する要望はない

③新たなCAS機能の在り方

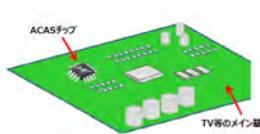
- 現時点では具体的な要望は顕在化していない
- 今後、新たなサービスの開始等の市場環境の変化や技術動向に合わせて幅広い関係者による具体化が進むことが期待

④その他(CAS機能の費用分担)

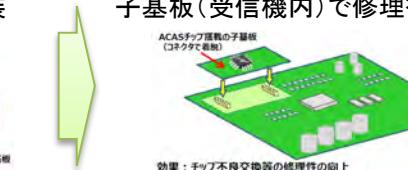
- 消費者負担の一層の低減に向け、関係者間における契約関係に基づく検討の進展が期待

受信機への実装方法の工夫事例

通常部品と同様の実装



子基板(受信機内)で修理を容易に



B-CAS方式とACAS方式の費用分担

	方式開発費 ・開発メーカー	方式管理費 ・鍵発行管理 ・方式維持	放送設備費 ・スクランブル等 ・送出設備	CAS部品代① ・カード費用 ・チップ費用	CAS部品代② ・カード費用 ・チップ費用	TV開発・製造費 ・CAS開発費 ・カードスロット等
ACAS						
B-CAS	※1				1枚目※2 	2枚目※3

放送事業者負担
電機メーカー負担

※1 本体の電機メーカーは、
方式開発メーカーを指します。

※2 電機メーカー(受信機製造)は、
カード取り扱い手数料として負担しています。
※3 B-CASカード2枚以上搭載の場合、
2枚目以降は全てメーカー負担となります。

B-CAS方式とACAS方式の故障時の消費者負担

B-CAS方式

ACAS方式

【消費者負担】

- 修理費用： ① 原則3年以内無償交換
② 上記以外有償交換(2,050円※1)

修理期間： 1~2日(郵送に要する期間)

※1 B-CASカード使用許諾契約書から引用

【消費者負担】

- 修理費用： ① 保証期間内無償修理
② 保証期間外有償修理(2万円程度～※2)

修理期間： 数日間※3

※2 出張料・技術料・部品代等。メーカー・テレビサイズ・地域により異なる
※3 出張修理が基本のため、地域・視聴者都合により異なる

※ その他一般的に出張修理にて対応する不具合の場合は、※2の修理費用と※3の修理期間を要する(但し、不具合内容により異なる)

「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」について

1 目的

良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、放送事業者と番組製作会社との間の放送コンテンツの適正な製作取引を一層推進するため、総務省及び民間における関係の取組について、専門的見地から助言を得ること等を目的として、学識経験者等で構成される会議を開催する。(情報流通行政局長の会合として開催)

2 主な検討事項

- (1)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」のフォローアップ調査結果に対する評価・分析及び次回調査内容に係る助言
- (2)総務省による取引実態調査(ヒアリング調査)の結果に対する評価・分析
- (3)「放送コンテンツ適正取引推進協議会」における推進計画の自己点検等に係る連携
- (4)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しなど放送コンテンツの適正な製作取引を促進するために講すべき措置

※ 会議は原則非公開。議事概要や公開可能な資料を事後にHP上で公開。

3 スケジュール

平成30年10月 設置(10月29日(月)第一回会合開催)

12月 論点整理

平成31年 2月 よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト策定

令和元年 7月 第一次取りまとめ*

(以降、定期的に開催)

*取りまとめを受けて、令和元年8月9日(金)に改訂済みの「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第6版)を公表

4 構成員 (敬称略)

座長	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
座長代理	新美 育文	弁護士(元 明治大学法学部教授)
	上杉 達也	パートナー弁護士(TH総合法律事務所)
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授
	酒井 麻千子	東京大学大学院情報学環准教授
	長谷河 亜希子	弘前大学人文社会科学部准教授

(オブザーバー)

- ・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
- ・文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室
- ・経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
- ・中小企業庁事業環境部取引課
- ・放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局
(日本民間放送連盟及び全日本テレビ番組製作社連盟)

5 ワーキンググループ

(敬称略)

主任	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授

【放送事業者、放送事業者関係団体】

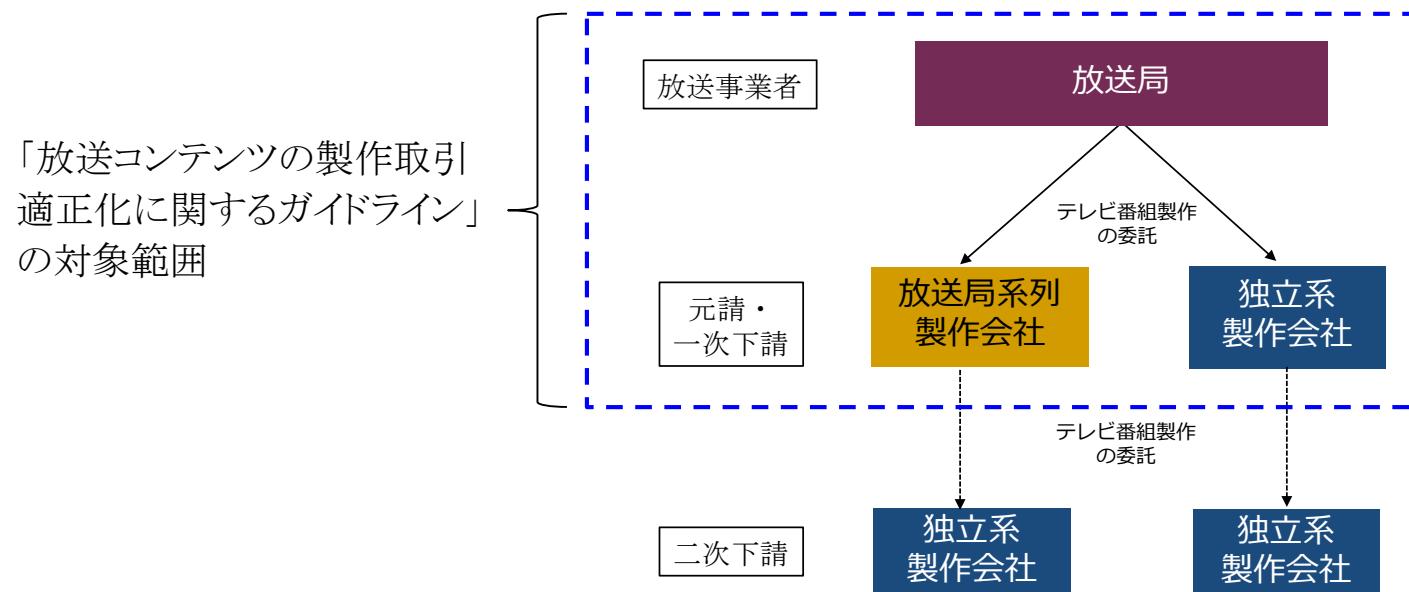
日本放送協会	(一社)全日本テレビ番組製作社連(ATP)
日本テレビ放送網(株)	(一社)全国地域映像団体協議会(NRA)
(株)テレビ朝日	(一社)日本動画協会(AJA)
(株)TBSテレビ	
(株)テレビ東京	
(株)フジテレビジョン	
(一社)日本民間放送連盟	
(一社)日本ケーブルテレビ連盟	
(一社)衛星放送協会	

【番組製作会社関係団体】

○ 取引価格の設定等

- ほぼ全ての取引で事前に協議が行われているが、十分でないと捉えられるケースもあり。
- 見積書は作成されている場合とされていない場合がある。
- 受発注相互の「相場観」、「値頃感」を基に協議（交渉）が行われていることが多い。
- 著作権の帰属に関する事前協議の有無、取引内容の変更・やり直し等について、放送局と製作会社との間で一部認識の差が見られた。（総務省平成29年度フォローアップ調査結果と同様）

放送コンテンツ分野の下請構造(イメージ図)



—受注側と発注側の認識の差異—

- 総務省は、公正取引委員会及び中小企業庁と協力し、平成30年6月から11月にかけて、番組制作に関する取引について、番組制作会社及び放送事業者計32社に対してヒアリングによる実態調査を実施。
- 総務省では、平成30年10月から「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之 立教大学名誉教授)を開催しているが、上記実態調査の結果を同会議に報告し、平成30年12月に公表した「論点整理」等において、受注側と発注側の認識の差異の要因等を明らかにした。

項目	受注側と発注側の認識の差異 <数値は、総務省H29年度フォローアップ調査、 ()内の数値は、総務省H30年度フォローアップ 調査の数値>	受注側と発注側の認識の差異の要因 <論点整理(平成30年12月)>
1. 契約書・発注書の交付	「発注書の書面の交付が行われていない場合があった」 ⇒ 製作会社 39.6%(38.3%) 放送事業者 14.2% (17.8%)	○放送事業者は、下請法対象の情報成果物作成委託については必ず発注書(及び、多くの場合は契約書)を交付していたとする一方、製作会社は、 <u>下請法対象以外の役務委託(再委託を除く。)</u> などの案件において、書面の交付がなかったことがあると回答した社があったのではないか。
2. 取引価格の決定	「取引価格の決定について事前に協議をしていない場合があった」 ⇒ 製作会社 27.2%(20.2%) 放送事業者 0.9% (0.9%)	○取引価格の設定に関するやり取りについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない(場合があった)」と回答した社があったのではないか。特に、 <u>長年にわたり同一内容で継続している取引</u> について、「 <u>協議</u> 」が疎かになっているケースもあったのではないか。
3. 著作権の帰属	「著作権の取扱いについて事前に協議をしていない場合があった」 ⇒ 製作会社 33.1%(37.1%) 放送事業者 9.1% (4.6%)	○著作権及び窓口業務の取扱いに関するやりとりについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない(場合があった)」と回答した社があったのではないか。特に、 <u>著作権法の基本的な解釈に基づき、“完パケ”の場合は製作会社に、役務委託の場合は放送事業者に著作権が帰属すると認識されている場合</u> で、さらにそれらが契約書面に記載されている場合などにおいて、改めて協議をしない、あるいは協議が疎かになっているケースもあったのではないか。
4. 取引内容の変更・やり直し	「書面に記載のない事務等の追加発注・やり直しを要請した(された)」 ⇒ 製作会社 15.2%(18.5%) 放送事業者 3.0% (1.2%)	○取引内容の変更及びやり直しに関する案件について、放送事業者は「不当とはいえない」あるいは「責任は製作会社側にあった」と捉える一方で、製作会社は「不当といえる」あるいは「責任は放送局側にあった」と捉えて回答した社があったのではないか。 <u>(「不当」の捉え方の違い)</u>
5. その他	—	○一部の放送事業者では、放送事業者の法務・コンプライアンス部門と製作部門とで下請法の理解や下請取引改善の必要性(切迫感)に差異のあるケースもあったのではないか。

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の概要

1. 背景及び対象

下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。
対象：地上テレビジョン放送、衛星放送、有線テレビジョン放送等を行う放送事業者

2. ガイドラインの目的

- ① 放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
- ② 自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善及び番組製作に携わる業界全体の向上を目指す。

3. 主な内容

○ ガイドラインに主に記載している項目

- 1 書面の交付
- 2 取引価格の決定
- 3 著作権の帰属
 - (1) 著作権の帰属、窓口業務
 - (2) 放送番組に用いる楽曲に関する取引
 - (3) アニメの製作に関する取引
- 4 取引内容の変更・やり直し
- 5 その他
 - (1) 下請代金の減額
 - (2) 支払期日の起算日
 - (3) 契約形態と取引実態の相違
 - (4) トンネル会社の規制
 - (5) 下請事業者の振興のための取組

○ 問題となり得る取引事例

【具体例】

- 発注書の書面交付が行われていない場合があった
- 取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
- 著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

○ 望ましいと考えられる事例

【具体例】

- 放送番組製作委託契約の際、書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている

※参考：ガイドライン策定18業種

- ①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・加工品、⑮印刷、⑯アニメーション制作業、⑰食品製造業（豆腐・油揚げ）、⑱食品製造業（牛乳・乳製品）

放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業

放送コンテンツの製作取引に関する実態(商慣習、契約実態、取引構造等)を調査し、実態を踏まえた取引ルールの整備に資するとともに、製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できる場を整備することにより、放送コンテンツの製作環境の改善及びクリエーターの製作意欲の向上を図る。

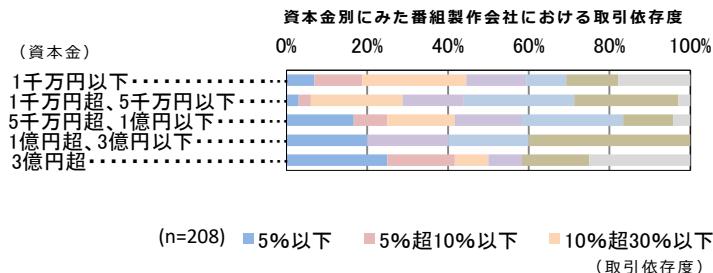
【令和元年度予算額:3千万円】

【施策の概要】

1. アンケートによる実態調査の実施

番組製作会社及び放送事業者に対するアンケートにより、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を実施するとともに、クロス集計などの手法によって、契約実態や取引構造について定量的な分析を実施する。

(クロス集計のイメージ)



2. グループ・ヒアリングの実施

個別の取引に関する具体的な事実関係を把握することにより、アンケート調査を補完する観点から、番組製作会社及び放送事業者それぞれに対してグループ・ヒアリングを実施する。

グループ・ヒアリングの参加者の募集



グループ・ヒアリングの実施



3. 弁護士等専門家による相談できる場の整備 (詳細次頁参照)

放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等専門家に相談できる場を整備し、迅速かつ円滑な問題解決を図る。

専門家による相談



問題の解決



(番組製作会社) (弁護士)

「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」専用サイトの開設

- 総務省では、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する等の観点から、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定・改訂（令和元年8月9日公表）、放送事業者等にガイドライン遵守徹底の働きかけを実施する等の取組を推進中。
- 本取組の一環として、放送事業者と番組製作会社の間など※における放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、取引当事者が弁護士に無料で法律相談できる窓口「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」の専用サイトを開設。

※放送事業者と番組製作会社の間のみに限らず、番組製作会社間や番組製作会社とフリーランスの方との間などを含む。

■ 名 称：放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン
<https://hosoccontents-tekitori.go.jp/>

(令和元年度総務省予算事業)

■ 開設期間：令和元年11月28日（木）～令和2年2月28日（金）（3か月間）
 (開設期間終了後、令和2年度予算にて再開する可能性あり)

**■ 相談対象：テレビジョン放送（地上テレビジョン放送、BS放送、CS放送、ケーブルテレビ）の
 「放送コンテンツ」に係る製作取引に関する問題**

(問題となり得る取引事例)

- ・発注書の書面交付が行われていない場合があった。
- ・取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。
- ・著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。
- ・当初の発注書面にない業務が追加され、追加費用の支払いがなかった。



■ 相談方法：

- 1) 上記専用サイトにある相談登録フォームに必要事項（相談内容、ご希望時 間帯等）を入力・選択の上送信。
- 2) 相談者の希望の時間帯に総務省から委託を受けた相談担当弁護士から相談者に電話で連絡し、30分間の無料法律相談を実施。

雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会 中間整理について(抜粋)

放送制作現場における当面の必要な措置について

- 放送分野に関するヒアリング、調査等を踏まえて議論を行い、放送制作現場の実態、課題を整理、分析。
- 契約締結時における契約書の不存在、契約内容の曖昧さ、不明確な報酬額等の事例が見られたほか、本検討会では、実態として労働者に該当する者については、労働関係法令を適用することが重要である旨の意見があった。

上記を踏まえ、放送制作現場における当面の措置として、以下の対応が必要。

- 
- ・ 形式的には雇用（労働）契約以外の契約形態で働く者の中でも、実態として労働者性が認められる者については、労働関係法令に基づく適切な保護を図ることが必要。この点に関し、労働者性の有無に関する情報提供の充実を図ることも重要。
 - ・ その上で、上記に該当しない者については、契約条件の明示等を促すため、放送制作現場の特徴にも留意しつつ、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行うことが必要。

平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対策の確認の緊急点検を行い、停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者が判明したため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化(ケーブルテレビネットワーク光化)のための緊急対策を実施する。

【令和2年度概算要求:事項要求】
【令和元年度予算:43.1億円】

事業イメージ

○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○ 補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の中核市町村その他特に必要と認める地域

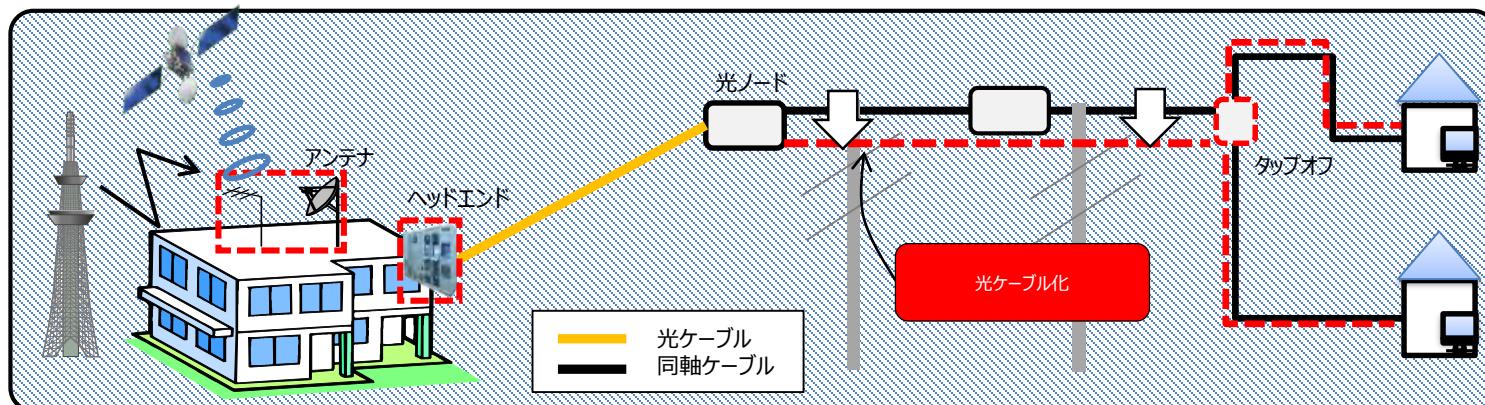
○ 補助率

(1)市町村及び市町村の連携主体:1/2

(2)第三セクター:1/3

○ 補助対象経費

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等



ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化の状況

- ケーブルテレビ事業者が、「ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業」の活用等により、ネットワークの光化を実施しており、ネットワーク光化率※は、次のとおり年々向上している。

※ ケーブルテレビ加入世帯に占めるFTTH(いわゆる光ファイバー)方式の加入世帯の割合

ネットワーク光化率の経年変化

年度	ネットワーク 光化率	前年度から の増加分	ケーブルテレビ加入世帯数	
				うちFTTH方式
平成27年度	19%	—	2988万世帯	574万世帯
平成28年度	20%	1%	3030万世帯	611万世帯
平成29年度	22%	2%	3072万世帯	671万世帯
平成30年度	24%	2%	3054万世帯	734万世帯

民放ラジオ難聴解消支援事業

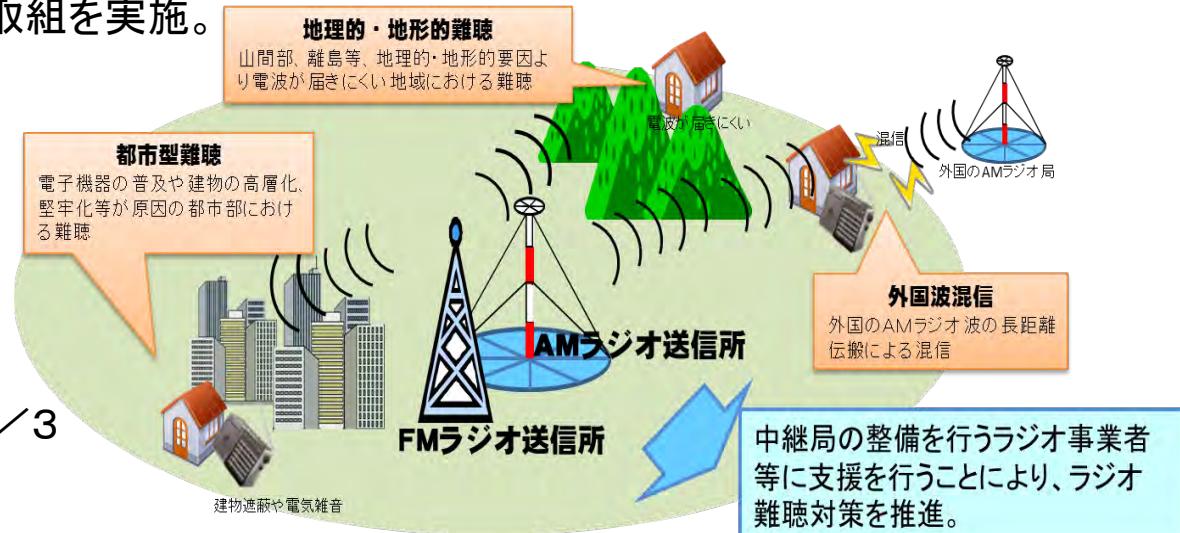
国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム（補助金）

- (1) 事業主体
民間ラジオ放送事業者、自治体等
- (2) 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3) 補助率
・地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
・都市型難聴 1/2



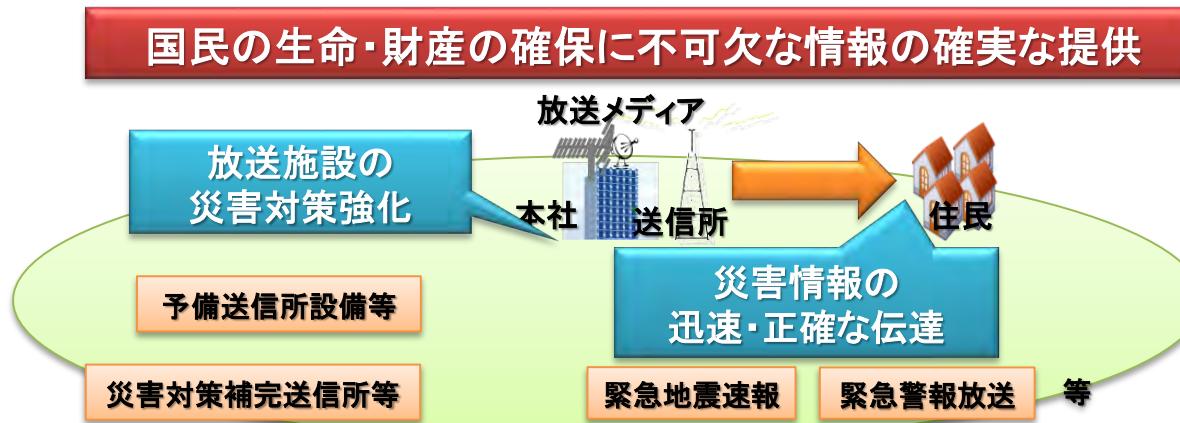
3 予算

令和元年度予算額

一般会計

11.4億円

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靭化を実現する。



予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備を促進

補助対象 : 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間放送事業者等

補助率 : 地方公共団体の場合: 1/2、民間放送事業者等の場合: 1/3

補助対象経費 : 予備送信所設備等(予備送信所設備の整備)、
災害対策補完送信所等(送信所の移転、災害対策補完送信所)
緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)

令和元年度予算額: 0.28億円

災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビ網について以下の支援を実施

- ① ネットワークの切断が想定される箇所等の**2ルート化**(無線化を含む)や**監視制御機能の強化**等
- ② **条件不利地域**における「**2ルート化と同時に**行う**老朽化した既存幹線の更新**

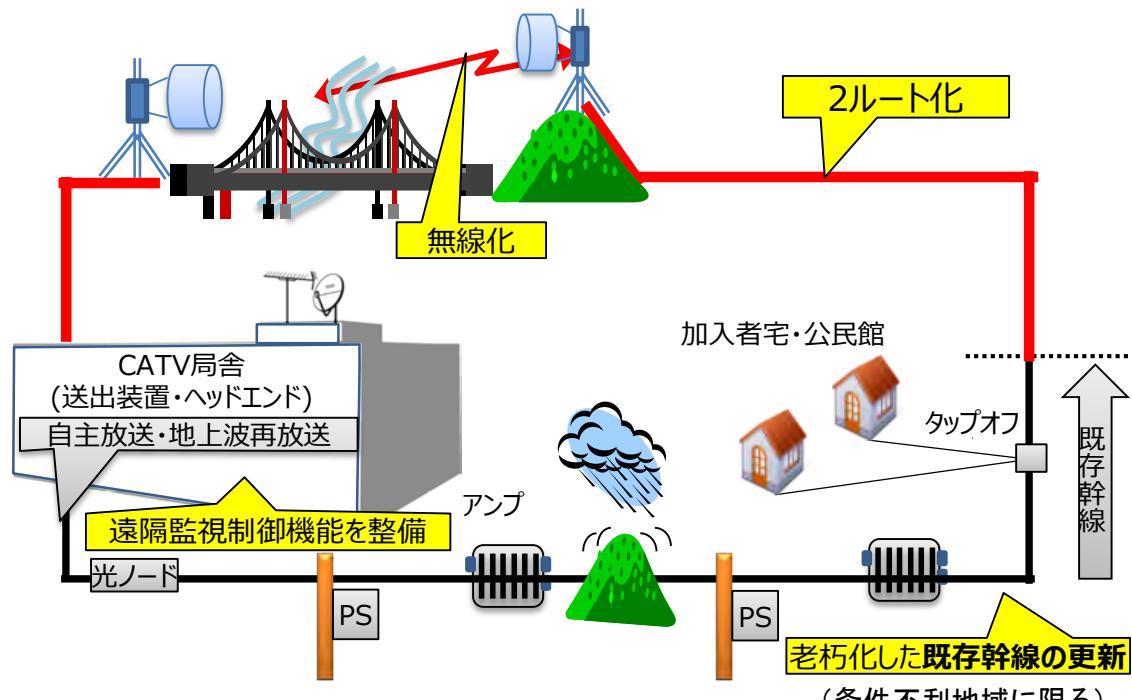
- **平成31年度予算（案） 3.7億円**※ 地上基幹放送ネットワーク整備事業と併せた「放送ネットワーク整備支援事業」の予算額
(平成30年度予算額 3.3億円)

- **補助対象**
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

- **補助率**
(1)市町村及び市町村の連携主体：1/2
(2)第三セクター：1/3

(過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。
(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。)

- **補助対象経費**
センター施設、送受信装置、伝送施設、
鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費 等

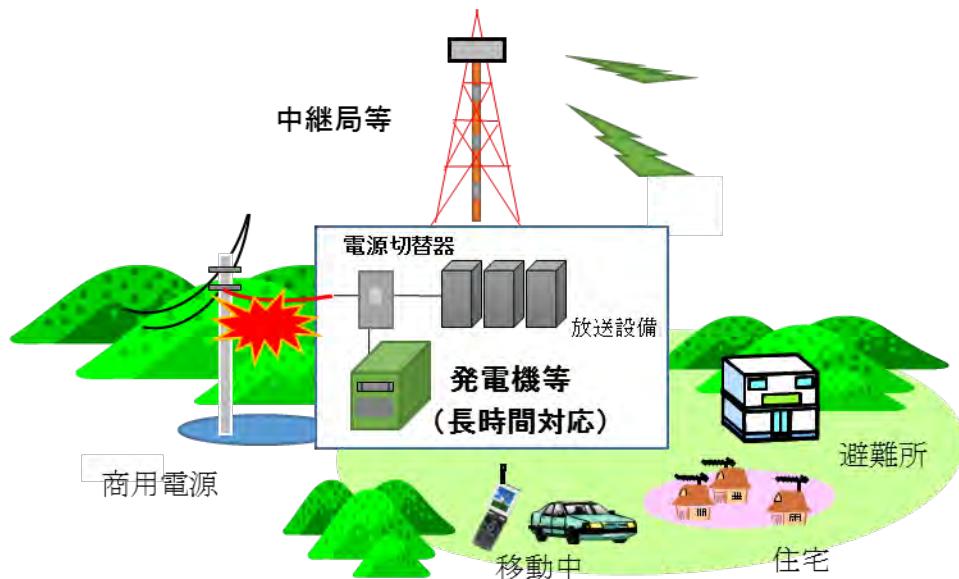


<イメージ図>

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要がある。
- このため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助する。

予算 令和元年度予算額 3.0億円

- (1) 事業主体： 地上基幹放送事業者等、自治体等
- (2) 補助対象： ①停電対策、②予備設備の整備
- (3) 補助率： 自治体等 1／2、地上基幹放送事業者等 1／3

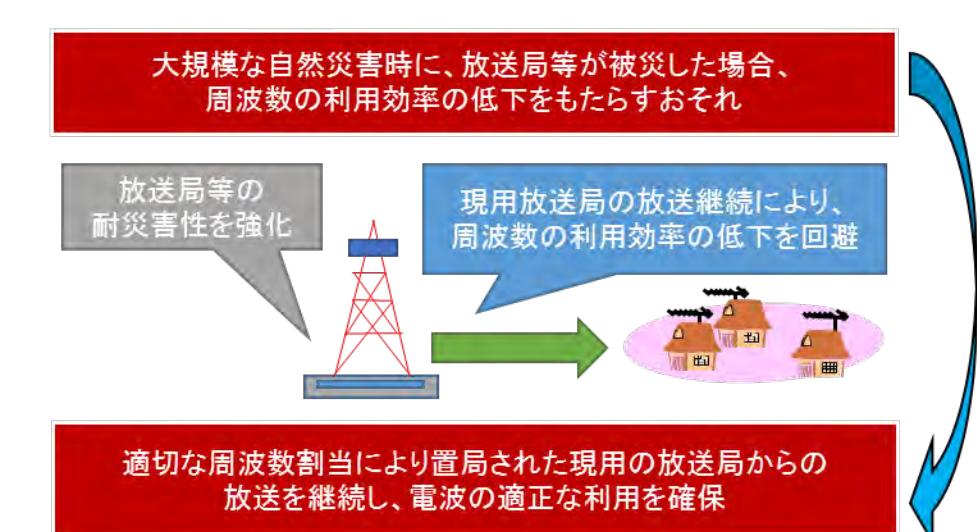


大規模な自然災害時に、放送局等が被災した場合、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれ

放送局等の
耐災害性を強化

現用放送局の放送継続により、
周波数の利用効率の低下を回避

適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの
放送を継続し、電波の適正な利用を確保



1. 背景

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画（H30.7.25）」等を踏まえ、放送法令にサイバーセキュリティ確保の規定を追加するため、令和元年6月に情報通信審議会に諮問。

2. 検討概要

- 放送法に基づき、省令において放送種別（地上デジタルテレビやAM放送等）ごとに、予備機器、耐震対策、停電対策といった放送設備が満たすべき技術基準を規定。現在はサイバーセキュリティの確保に係る規定ではなく、各放送事業者の自主的なサイバーセキュリティ対策の実施に委ねられている状況。
- 今般、サイバーセキュリティの確保に係る規定を技術基準に追加することにより、すべての放送事業者（小規模な一般放送事業者を除く。）に具体的なサイバーセキュリティの確保措置を義務付ける。
- 具体的なサイバーセキュリティの確保措置については、放送法関係審査基準に例示し、その措置又はそれと同等の措置が講じられているかについて、免許申請時及び再免許時にその内容を総務省が確認。
- 省令（放送法施行規則）に規定するサイバーセキュリティの確保に係る技術基準。

（条文のイメージ）

放送設備は、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法第2条規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保しなければならない。

- 重大な事故については、放送法において遅滞なく、総務大臣へ報告しなければならない義務を課しているとともに、設備に起因するすべての放送の停止事故について、放送種別により1年又は半年ごとに、総務大臣への報告を義務付けており、サイバーインシデントが原因の事故についても報告の対象。

3. 今後のスケジュール

令和元年12月	情報通信審議会より技術的条件について一部答申。
令和2年1月	省令改正案等の意見募集
令和2年3月	電波監理委員会 諒問・答申予定。その後、年度内に省令改正・施行。

1. 基本的な方向性

- ・民間AMラジオ放送事業者の経営は厳しく、企業努力で対応できる範囲を超えていいる。
- ・AMラジオ放送の停波も含む運用の工夫による経営基盤強化を図ることができるよう、民放連の要望を踏まえ、以下の課題を検討しつつ現行制度を見直すべきである。

2. 今後検討すべき主な課題

① カバーエリアの観点

AMラジオ放送はFMラジオ放送に比べて山間地までカバーしやすい。FMに転換した場合、一部の地域で受信できなくなる可能性がある。

② 対応受信機の観点

FM補完放送の周波数に対応したラジオ受信機の普及を進める必要がある。

③ 周知広報の観点

特に災害時の備品として買ったAM専用ラジオ（普段は使用しないラジオ）について、FMラジオ放送が聞けないことを災害時まで気づかなかつたということがないようにすべきである。

④ 周波数の効率的な利用の観点

既にFM用の周波数はひっ迫していることから、中継局整備のために、同期放送の積極的な導入等周波数の効率的な利用の推進が必要。

⑤ その他

- ・既存のFMラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、放送対象地域に関する現行のラジオ放送制度との整合性について整理が必要。
- ・現在の政見放送は、AMラジオ放送では実施しているがFMラジオ放送では実施していないことに留意が必要。

等

3. 今後のスケジュール

- ・総務省において、民放連と連携して早急に検討を開始し、令和2年（2020年）秋までを目途に、「実証実験」の実施内容の具体案を公表すべきである。
- ・「実証実験」としての停波の実施に際しては、災害の発生や大きな課題が生じた場合等には、直ちにAM放送を再開できる状態を保持しておくことが適当。

放送分野における情報アクセシビリティに関する指針

- 「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」が平成29年度までの普及目標を定めたものであった。
- その指針に平成30年度以降の普及目標を定めるため、平成29年9月から「視聴覚障害者等向け放送に関する研究会」を開催し、同年12月に報告書を取りまとめ、平成30年2月に同指針を「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に改定。
- 改定の主なポイントは、①字幕放送の対象時間を17時間から18時間に拡大、②大規模災害等が発生した場合の字幕付与を拡大(対象時間に関わらず、できる限り速やかに対応)、③地上系民放ローカル局及びキー局系BS事業者の字幕放送の数値目標を新設(地上系民放ローカル局80%以上、キー局系BS事業者50%以上)、④NHK・地上系民放広域局の解説放送の数値目標を引上げ(10%以上→15%以上)、⑤NHK・地上系民放広域局の手話放送の数値目標を新設(週平均15分以上)であり、全体の概要は以下のとおり。

字幕放送

	普及目標の対象		目標	備考
	放送時間	放送番組		
NHK	6時から 25時まで のうち連 続した18 時間	一部例外を除く 全ての放送番組	<ul style="list-style-type: none"> 対象の放送番組の全てに字幕付与 	<ul style="list-style-type: none"> 教育放送及びBS1については、できる限り目標に近づくよう字幕付与 BSプレミアムについては、対象の放送番組の全てに字幕付与
地上系民放 (県域局以外) (県域局)	大規模災 害等が発 生した場合 は、この時 間帯に関わ らず、でき る限り速や かに対応		<ul style="list-style-type: none"> 対象の放送番組の全てに字幕付与 	
放送衛星による放送 (NHKの放送を除く)			<ul style="list-style-type: none"> 2027年度までに対象の放送番組の80%以上に字幕付与。できる限り、対象の全てに字幕付与 	<ul style="list-style-type: none"> 独立U局については、できる限り多くの番組に字幕付与
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			<ul style="list-style-type: none"> 2027年度までに対象の放送番組の50%以上に字幕付与。できる限り、対象の全てに字幕付与 	<ul style="list-style-type: none"> 2000年度に放送を開始した総合放送を行う事業者以外の放送事業者については、2027年度までに、できる限り対象の全てに字幕付与
			<ul style="list-style-type: none"> 当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与 	

解説放送

NHK(放送衛星による放送を除く)及び地上系民放(県域局を除く)については、2027年度までに対象の放送番組の15%以上に解説付与 等

手話放送

NHK(放送衛星による放送を除く)及び地上系民放(県域局を除く)については、2027年度までに平均15分／週以上に手話付与

字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進

1 目的

字幕番組、解説番組、手話番組の制作費等に対する助成を通じて、視聴覚障害者向けテレビジョン放送の充実を図ることにより、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現。

2 施策の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が次の助成金を交付するためには必要な経費を、同機構に対し交付する。

○ 字幕番組・解説番組・手話番組等を対象とした支援

字幕番組、解説番組、手話番組等(※1)を制作する者に対し、その制作費(放送番組に字幕等を付与するための追加経費)の2分の1(※2)を上限として助成金を交付する。

(※1) 特に普及が遅れている手話番組については、日常生活用具給付等事業(障害者総合支援法第77条第1項第6号)により給付されている「聴覚障害者用情報受信装置」で受信する放送番組の手話翻訳映像を制作する者に対して同様に助成

(※2) 在京キー5局の字幕番組は生放送番組に限る。在阪準キー4局の字幕番組(生放送番組を除く。)については6分の1を上限とする。

○ 字幕付与確認設備整備支援

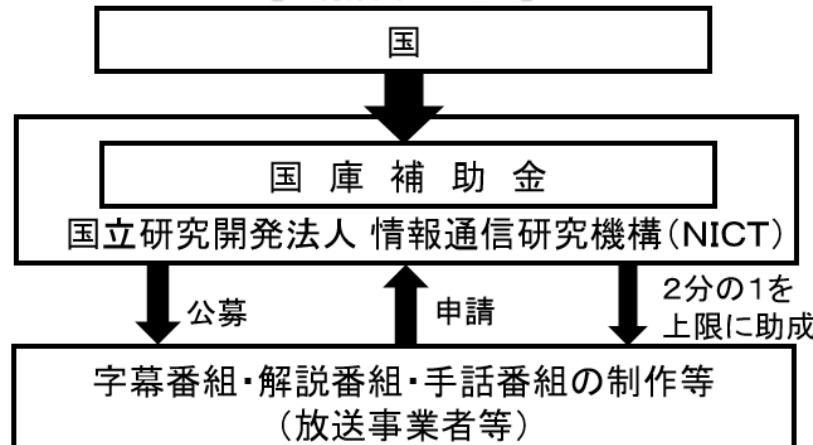
一般の番組に比べて取組が遅れているCM番組への字幕付与について、CM素材への字幕付与のチェックを行う機器の整備を行う者に対して、その費用の2分の1を上限として助成金を交付する。

【助成イメージ】

※ 字幕番組、解説番組、手話番組の制作費等の一部助成は、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)に基づき実施。

3 予算

令和元年度 4億円



字幕放送の実績(平成30年度)

	「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の普及目標の対象となる放送番組における字幕番組の割合
NHK（総合 放送センター等）	97.4%
NHK（教育）	86.3%
在京キー5局	99.8%
在阪準キー4局	99.7%
在名広域4局	99.3%
系列県域101局	81.1%
独立県域13局	24.4%
NHK (BS1/BSプレミアム)	28.7% / 84.3%
NHK (BS4K/BS8K)	87.1% / 61.3%
民放キー局系BS事業者5社 (2K放送/4K放送)	34.6% / 63.0%

5. 参考

放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

No.	事項名
18	<p>【インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな配信基盤・プラットフォームの構築がなされるよう検討の場の設定等。【H30年度中に措置】 ・NHK常時同時配信の是非につき早期に結論を得る。【引き続き検討を進め、早期に結論を得る】 ・放送大学跡地、V-High帯域の新たな配信基盤・プラットフォームへの活用を検討。【H31年度までに結論】 ・新たな配信基盤・プラットフォームのため、NHKの技術開発成果等の活用等を検討。【H30年度中に検討・結論】
19	<p>【新規参入の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送大学跡地について、新たな割当て方針を策定。【H31年度中に措置】 ・衛星放送の新規参入等を促進する観点から、帯域の有効利用を検証する仕組み等の制度整備を実施。【H31年度中に措置】 ・V-High帯域の新サービス創出を視野に入れた活用方策を検討。【H30年度中に検討・一定の結論】
20	<p>【ローカル局の経営基盤の在り方の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省が経営基盤強化のための規制や促進のあり方等を検討。【H31年度中に中間的なとりまとめ・H31年度中に結論】
21	<p>【放送事業者の経営ガバナンスの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省において、経営ガバナンスの確保に向けた取組の現状把握・情報提供、必要な方策を検討。【H30年度中に検討・結論・措置】

放送を巡る規制改革（グローバル展開・コンテンツの有効活用）

No.	事項名
22	<p>【NHK国際部門の充実・抜本強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHKにおいて、多言語化への積極対応、人材確保、民間コンテンツの活用等を実施。【H30年度中に検討・結論】
23	<p>【放送コンテンツの海外展開の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外展開支援の継続的・積極的な実施。【H30年度上期以降継続的に実施】 ・海賊版・違法コンテンツ対策の推進(削除要請、国際協力等)。【H30年度上期以降継続的に実施】
24	<p>【NHKアーカイブの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な活用促進の方策について検討の場を設置。【H30年度中に設置・H31年度中に結論】

No.	事項名
25	<p>【制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制作取引について、取引価格の実情等の実態を早急に調査。【H30年度中に措置】 ・番組制作に関わる取引についての実態調査を踏まえ、新たな取引ルールの策定、コンプライアンス向上の体制整備。 <p>【H30年度中に検討開始、H31年度上期に結論】</p>
26	<p>【コンテンツ流通の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁による権利処理の円滑化に向けた取組(権利情報の集中管理等)について、総務省が必要な協力を実施。 <p>【H30年度中に検討開始、H31年度結論・措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時配信に関する権利処理の円滑化に向けて、総務省において検討等を進める。 <p>【H30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しはH31年度措置】</p>

放送を巡る規制改革（その他）

No.	事項名
27	<p>【電波の有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送用周波数の更なる有効活用を図るため、利用状況の調査、有効活用の方策の調査検討。 <p>【H30年度検討開始、H31年度上期に中間取りまとめ】</p>
28	<p>【新たなCAS機能の今後の在り方の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新CAS機能について消費者への情報提供を実施。【H30年度上期速やかに実施】 ・新たなCAS機能の今後のあり方に関する関係者からなる検討の場を総務省に設置し、検討を促進。 <p>【H30年度内速やかに実施】</p>
29	<p>【その他(放送政策の在り方の総合的な点検)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省は放送政策のあり方について総合的に点検を行う。【H31年内に実施】